

〔博士論文要旨〕

トルーマン政権の封じ込め政策，1946—1953年

—ジョージ・F・ケナン，ディーン・G・アチソン，
ポール・H・ニッツェと冷戦戦略—

佐々木卓也

本論文の目的はトルーマン (Harry S. Truman) 政権の進めた封じ込め政策を三人の重要な政策決定者であるジョージ・ケナン (George F. Kennan)，ディーン・アチソン (Dean G. Acheson)，ポール・ニッツェ (Paul H. Nitze) に焦点を当てて理解することである。

米国が本格的にソ連に対する封じ込めに乗り出すのは1947年のことであった。従来の最も有力な解釈によれば、初期の封じ込めは手段と適用範囲において限定的な一手段の上では経済的手段を、地域的には西ヨーロッパ、東地中海、そして日本を重視する一政策であった。しかしながら1949年秋以降の新たな国際情勢の進展—ソ連の核開発、中国共産党政権の成立、そして西欧諸国のドル危機の再来—を受けて、トルーマン政権は安全保障政策の全面的再検討に踏み切り、1950年4月までに対ソ政策の軍事化とグローバル化を提案した国家安全保障会議 (National Security Council—NSC) 文書第68号—NSC 68—を作成した。そしてその直後に勃発した朝鮮戦争に衝撃を受けた米国政府はNSC 68に立脚した軍事的で世界的な封じ込めを実施するに至った。

一方このような支配的見解に与せず、封じ込めの一貫した軍事的性格を強調し、その実施地域においても世界的に行う用意があったとする主張、あるいは封じ込めの反革命性を指摘する研究もある。

本論文は多数派の主張を基本的に踏襲して議論を進める。朝鮮戦争前の国防予算は150億ドル以下に抑えられ、北大西洋条約機構 (NATO) の設立も米国を含めた加盟国の軍事費には影響を与えず、相互防衛援助計画による対西欧軍事援助も10

億ドル程度であった。1951年の欧州復興計画支出予定額は30億ドル余りであったから、軍事援助法成立後も対外援助の経済優先は明確であった。

また封じ込めの履行範囲は朝鮮戦争前はやはり多数派の主張通り、西ヨーロッパ、東地中海、日本が中心であった。封じ込めの本格化した1947年はギリシアとトルコを対象にしたトルーマン宣言、西欧に対する大規模な経済援助計画、そして対日占領政策の見直しの着手に集約される。この三地域重視の姿勢は1950年春まで変わらず、中近東、東南アジアは依然として英仏両国の主要責任地域と見なされ、米国は特に積極的な措置を講じていなかったのである。

だが朝鮮戦争後は国防費が500億ドル前後にまで激増し、70～80億ドルに達した対外援助の殆どを軍事関係が占め、米国の軍事的コミットメントも世界中に拡散した。NSC 68の論理は確かにこの戦争の結果実行に移されたのである。

しかしこれは支配的な解釈を何等是正する、もしくはそれに付け加えることがないという意味ではない。多数派の研究者は一この点では少数派も同様であるが初期の封じ込め形成の際の米国側の重要な要因を十分に調べていないからである。具体的にはソ連の脅威、米国の対抗手段、米国の利用可能な資源、そして封じ込めの適用地域の四つの要因をめぐる政策決定者の認識である。本論文の最初の課題はこれらの問題の検討である。この作業を通じて、限定的な封じ込めの時代にソ連の脅威の軍事的性格についてほぼ一致した見解があったこと、米国の対抗手段は基本的にその脅威の程度に対応するものであったこと、但しソ連の軍事的脅威は切迫しているとは評価されておらず、また限られた財源が高い軍備水準を許容しなかったこと、封じ込めの実施地域は着実に拡張過程にあったことが判明しよう。

初期の封じ込め政策の中心人物はケナンであった。彼は1947年5月に國務省内に新設された政策企画室の室長として自ら命名した対ソ政策「封じ込め」の形成に参加し、1949年12月に退任するまで対ソ政策立案の第一線に立ち、限定的封じ込めを最も良く体现した政策決定者であった。当然のことながらケナンに寄せる歴史家の関心は高く、彼の唱えた封じ込めとは一体どんなものであったのか、活発な論争が繰り広げられてきた。

本論文は従来より多くの関心が集中している戦後に焦点を絞るのではなく、ケナンが國務省に入った1926年以降の彼のソ連観の形成と対ソ政策論を研究する。より長期的な観点でこれらの問題を論じ、ケナンの議論に或る特質が一貫して流れて

いると想定し、それを抽出することで彼の封じ込め構想を明らかにする試みなのである。

さらに本論文は、トルーマン政権におけるケナンの影響力の程度の解明を図る。かつてキッシンジャー(Henry A. Kissinger)はケナンは「我々の歴史においてどんな外交官よりも彼自身の時代の外交ドクトリンを体系化するのに力があつた」と述べ、封じ込め形成にあたってのケナンの役割を高く評価した。これはほぼ一般的な見解と思われる。だがケナンと他の政策決定者との間には、先に挙げた四つの要因について重大な認識の差異があつたように思われる。即ち幾つかの重要な政策では合意した両者の間にはこれらの要因をめぐり、実は根本的なレベルで意見の相違があつたのではないだろうか?ケナンは果たしていわれるほどの影響力を持っていたのであろうか?むしろケナンが限定的封じ込めの体現者となり得たのは、彼を取り巻くある幸運な環境によるところが大きいのではないだろうか?

本論文の第三の課題は1950年春以降の封じ込めの考察をアチソン國務長官とニッツェ政策企画室長を通じて行うことである。ニッツェはケナンの後任として、1950年春以降の封じ込めを規定したNSC 68、それを直接引き継いだNSC 114/1(1951年8月)、135/1(1952年8月)、141(1953年1月)の作成に携わり、アチソンの意を受け、限定的封じ込めを異質なそれへと変化、さらに発展させる上で重要な役割を果たした人物である。アチソンが唱えた新たな封じ込め概念—西側の「力の立場」の構築—を具体化したのがニッツェであつた。

従来の研究は1950年春以降の封じ込めについて、この年春の二つの主要な出来事—NSC 68の策定と朝鮮戦争の勃発—、そしてこの戦争の封じ込めに与えた衝撃を論じるや、次のアイゼンハウアー(Dwight D. Eisenhower)政権の外交に話題を転ずるのが常であつた。つまり朝鮮戦争以降の封じ込めの性格についてはコンセンサスが成立しているものの、それが実際に如何なるものであつたのか、ニッツェの役割を含めた実証的研究には全く乏しいのである。しかも定説はやや安易に、NSC 68に基づく新しい封じ込めが単に軍事化しグローバル化したと結論づけ、しかもそのような政策が特に支障に見舞われることなく履行されたかのごとく論じている。本論文はこの不満足な学問状況の解消を目指すものである。

この論文は以下の構成からなっている。

序論

第一章 封じ込めの起源

- 第一節 米国内務省のソ連脅威論, 1917—1944 年
- 第二節 米国政府のソ連脅威論, 1944—1946 年 2 月
- 第三節 ジョージ・ケナンのソ連観の形成, 1907—1940 年
- 第四節 ケナンの対ソ政策構想, 1941—1945 年

第二章 ケナンの封じ込め構想, 1946—1949 年

- 第一節 ケナン構想の胎動, 1946 年
- 第二節 ケナン構想の始動, 1947 年
- 第三節 ケナン構想の展開, 1948 年
- 第四節 ケナン構想の帰結, 1949 年

第三章 米国の限定的封じ込め政策とケナン構想, 1947—1949 年春

- 第一節 封じ込め政策の始動, 1947 年
- 第二節 フォレストアル国防長官の安全保障政策見直し論と封じ込め, 1948 年
- 第三節 北大西洋条約機構とドイツ分割・再統一問題

第四章 アチソン, ケナンと新たな封じ込めの模索

- 第一節 新国務長官アチソンと限定的封じ込め
- 第二節 アチソン, ケナンと安全保障政策の全面的再検討論
- 第三節 ケナンの封じ込め構想の限界と問題点

第五章 ポール・ニッツェ, NSC 68 の策定と封じ込めの行方

- 第一節 ニッツェの安全保障観の形成
- 第二節 ニッツェと NSC 68 の作成
- 第三節 NSC 68 推進論
- 第四節 NSC 68 と限定的封じ込めの継続

第六章 朝鮮戦争と封じ込めのエスカレーション

- 第一節 朝鮮戦争の勃発と大統領の NSC 68 承認
- 第二節 中国軍の朝鮮介入と封じ込めの軍事化
- 第三節 新たな封じ込め概念の確立

第七章 アチソン・ニッツェ主導の封じ込めの発展

- 第一節 軍事的封じ込めの強化
- 第二節 “ボーレン・ニッツェ論争”

第三節 軍事的封じ込めのグローバル化とその前途

第八章 アチソン・ニッツェ主導の封じ込めの帰結

第一節 ケナンの米国外交批判

第二節 “柔軟反応”戦略の形成

第三節 アチソン・ニッツェ路線の行き詰まり

結論

以上の構成による本論文での議論の結果、先の三つの課題に対して次のような結論を得ることができた。まず第一に、封じ込めの本格化した1947年以降のワシントンにおいておそらくケナンとボーレン(Charles E. Bohlen)を除き、大多数の政策決定者はソ連をマルクス・レーニン主義に則り世界制覇を目指す軍事的膨張国家と定義し、その脅威の本質はイデオロギー的、軍事的であると把握していた。この見方に従えば、ソ連が軍事力を充分整備した時、世界征服のために対米攻撃を敢行する危険は増大し、従って米国は軍事的にこれに備えなければならなかった。

しかし当時の米国はソ連の武力行動がすぐに生起するとは思っていなかった。それは赤軍には短期間で欧州大陸全域を席卷する能力はあるものの、戦後数年間は国土復旧に専念しなければならないソ連に西欧に侵攻する意図はなく、また米国は原爆独占と海軍・空軍力によってソ連の優勢な地上軍の脅威をほぼ相殺しているため、早急に軍備増強に走る必要はないと確信していたからである。さらに国内政治的にも大幅な国防費支出は不可能であった。当時の米国の緊急課題はソ連の軍事力に対抗する軍事的措置ではなく、共産主義の浸透に脆弱で、その崩壊が憂慮された西ヨーロッパと日本の経済再建であった。

だが経済的封じ込めを実施するトルーマン政権において、常に軍備強化を求める勢力が存在したこともまた事実であった。この重大な意味合いを多数派の研究者は見落としがちである。例えばNSC 7(1948年3月)、フォレストル(James V. Forrestal)国防長官提案のNSC 20(1948年7月)、この覚書を受け、NSC 68策定まで対ソ政策の基本文書となったNSC 20/4(1948年11月)などにそのような議論を見て取ることができる。とりわけNSC 7, 20/4はソ連の最終目標が世界制覇であると決めつけ、しかも後者は1955年にソ連の軍事的脅威は頂点に達すると警告して、米国の強力な軍事体制の必要性を示唆するなど、NSC 68の先駆的報告書であった。

もちろんこの種の軍備増強論が受容され、政策として実行されたわけではなかつ

た。しかし政権内でのソ連の高い軍事能力に対するコンセンサス、その脅威を無力化する上で米国の原爆専有を重視する認識、そして封じ込めの軍事的側面の強化を求める政策決定者の主張にはソ連に顕著な軍備拡充—典型的には核開発—が見られた場合、経済的封じ込めを放棄させ、対ソ政策を軍事化させる論理が内在していたのである。

だが同時にここで見落としてはならない重要な要素がトルーマン政権にあった。150億ドル以上の国防予算は経済を悪化させると考える財政保守主義の浸透ぶりであった。当時、インフレと赤字支出を嫌う態度は大統領を始め予算局、財務省、経済諮問委員会に共通しており、これはまた緊縮財政を説く議会の支持するところであった。この資源に対する抑制的な姿勢が政策決定者に膨大な軍事支出は難しいと結論づけさせたのである。

最後に封じ込めの適用範囲の問題がある。封じ込めは確かに通説が主張するように、1949年末まで西欧、東地中海、日本が中心実施地域であった。しかし米国政府は1950年5月までに東南アジアに対する軍事援助供与—しかもそれは最優先の扱いであった—を決定し、また中近東に対する経済援助の検討に入るなど、封じ込めの適用地域を拡大するところであった。つまり朝鮮戦争前に既に封じ込めは世界化の道を歩み始めており、戦争はその過程を促進したに過ぎなかったのである。

次に、本論文の二番目の課題はケナン理解の問題である。ケナンはソ連の脅威は基本的に政治的、必理的であると理解し、従って非軍事的な—とりわけ経済的な—対抗手段が有効であると主張した。彼はまたソ連外交の規定要素としての共産主義の役割に否定的であった。ケナンは北米大陸、ライン峡谷、英国、日本の世界四大工業地域を最重要と考え、米国の限られた経済資源、柔軟な政策展開を困難にしている政治制度、対外問題を単純視する国民性から判断して、地域的に限定された対ソ政策が現実的であると論じた。

そのような政策提言の背景には米国の力がソ連のそれを凌駕しているというケナンなりの信念があった。そして彼の见解では、この力とは単に軍事的なレベルの問題ではなかった。それは政治、経済、文化、道義を含む総合的な力を意味するものであった。彼の封じ込め構想の最終目標は米ソより自立した欧州と日本の形成、そしてより敵対的ではないソ連の出現であった。

ケナンはもし仮にソ連が世界の主要工業地帯以外へ勢力を拡大しても、それは米

国の權益を死活的に脅かすことはなく、いずれにしてもモスクワにその国境を越えて長期間影響力を維持する力はないと確信していた。さらに彼はソビエト国家が西洋文明のいわば副産物であり、西側の諸制度に対するアンチ・テーゼとして現われた以上、米国を含む西側社会の有効性を証明することがソ連の挑戦に対する究極的な対策であると指摘した。これは1930年代以来の彼の持論であり、後により明瞭に強調するテーマであった。

ケナンは一度国際情勢が好転すれば、ワシントンはモスクワとの外交交渉に入り、東欧における後者の影響力の縮小を図るべきだと考えていた。そして米国はソ連に譲歩を求める代わりに、欧州大陸から米軍を引き揚げる決意をしなければならなかった。彼がNATOに反対し、ドイツ再統一・中立化案を唱えた背景にはそうした考慮があった。このように相互の譲歩を伴う外交交渉を想定していた点で、ケナンは本質的に職業外交官であった。

ケナンは自己の政策の手段と目的の関係を良く把握し、その経済手段に力点を置いた政策も米国に望ましい成果をもたらしていた。1948年春までに欧州におけるソビエト共産勢力の拡大は停止し、ユーゴスラヴィアのコミンフォルム追放もあって、国際政治の展望は西側に有利であった。ワシントンはこの状況を利用してモスクワに交渉を呼びかけ、ヨーロッパの将来を話し合う好機であった。

しかしトルーマン政権はそうしようとはせず、ケナン構想の最終目標を実現するべく対ソ交渉に出ることはなかった。それは何よりもケナンの影響力が当初より圧倒的なものではなかったことに求められなければならない。つまり彼の経済的な封じ込め構想が政府の政策として採択されたのは、多数の政策決定者がとりあえずソ連の軍事的脅威を心配する必要はないと考えていたからである。言い換えるなら、彼らはソ連に明確な軍備強化の兆候が見えれば、ケナン構想を捨て去り、軍事的側面に重心を移した封じ込めを実行する用意があった。だからこそケナンは西欧と日本の経済復興では重要な指導力を発揮し得たのに対し、NATOと西ドイツの建設の問題では少数派に転じ、ソ連が原爆を開発した1949年秋以降は水爆製造問題でも全く孤立し、その影響力を失っていったのである。

またトルーマン政権はNSC 20/4において、ケナンがNSC 20/1(1948年8月)で定義した二つの対ソ目標—ソ連の影響力の削減と国際関係に関するモスクワの理論の修正—を承認したが、それらをケナンのように米ソ相互の譲歩に基づく外交交

渉で達成する意向はなかった。むしろ米国の強い力を梃子に獲得する方向に傾いていたのである。

だがケナン自身の封じ込め構想にも重大な問題があった。まず彼は時に政府内の支配的なソ連脅威論、米国の強い軍事力を求める意見に合致するかに思える曖昧な主張を展開することがあった。さらにソ連の軍事力に怯え、米国との明示的な軍事同盟を要請する西欧諸国の不安を払拭する上での経済的封じ込めの不充分さ、米ソが激しく対立するヨーロッパ中央に中立・再統一のドイツを形成することの現実性一しかもケナンは以前熱心なドイツ分割論者であった一、柔軟な政策形成を求める余り彼が理想とする“権威主義的”政府の実現可能性について、ケナンは説得的ではなかった。

本論文の第三の課題はアチソンとニッツェ主導の1950年春以降の封じ込めの理解である。この二人は限定的封じ込めの質的な転換を徹底化すべく作成したNSC 68において、ソ連の軍事的脅威が1954年半ばにピークを迎えると警告し、世界的規模での軍事的封じ込めを実施することで、自由世界は強い軍事体制を維持する意志と能力を示すべきであると主張した。この新しい封じ込めの実施の結果、ソビエト権力は後退を迫られ、その世界制覇の野心は挫かれ、やがて米国自由主義の理念がソビエト共産体制のそれを圧倒することが期待されたのである。このNSC 68は新しく経済諮問委員長に就任する途にあったカイザリング(Leon Keyserling)の主張を取り入れ、大軍拡を支える米国の経済力に楽観的であった。ニッツェらはまたクレムリンの意図の付度に関心を寄せず、封じ込めの適用範囲の優先順位の設定も行わなかった。

こうしてNSC 68は本来或る目的を達成する一手段一それが非常に重要であるにせよ一に過ぎない軍事力に過度な重要性を付与し、西側世界の力とは事実上軍事力であると強く示唆した。そして冷戦を殆ど軍事レベルでのみ把握し、世界中に満遍なく一様に米国の軍事的コミットメントを広げることを封じ込めの目的と位置づけたのである。封じ込めの軍事化の動き、あるいは政策の手段と目的に関する整合性の認識の喪失は既に限定的封じ込めの履行過程で顕在化していたが、NSC 68はこれらの傾向を積極的に是認したのである。この文書はケナンの対ソ目標を確認したが、全体の文脈では無意味なことであった。

使用可能な資源の評価に依然抑制的であったトルーマン政権内では平時のNSC

68の実施は困難であったが、予想外の朝鮮戦争の勃発が同文書の異常に切迫したソ連の軍事的脅威論と米国の緊急の軍備拡張論を正当化した。さらにこの戦争は四つの世界工業地帯を重視し、周辺地域の出来事が冷戦の行方に与える影響を等閑視していた限定的封じ込めの欠点を露呈したと受け止められた。即ち韓国共産化の場合、日本への衝撃が憂慮されたのである。朝鮮戦争はそれまで第二次的な重要性を持つに過ぎなかった韓国を突如死活的権益地域へと転化し、世界の全地域でソ連の行動に軍事的に備える必要性を強く印象づけた。

アチソンとニッツェはこの後 NSC 114/1, 135/1, 141 を策定し、ソ連の着実に増大する軍事的脅威に対抗する米国の軍備拡充を一貫して求め、封じ込めの軍事化とグローバル化の実現に努めた。NSC 114/1 では“最大限の危機の年”を1953年に切り上げ、NSC 135/1, 141 では“柔軟反応”戦略を精緻化し、ソ連のあらゆる種類の軍事行動に備える西側の軍事的立場の改善を求めたのである。

アチソンとニッツェの構想通り、封じ込めは軍事化しグローバル化していった。だがこの二つの過程は同時に進行したわけではなかった。まず封じ込めの軍事化は1950年末までに国防予算がほぼ500億ドル、対外軍事援助が52億ドル余りに達したことで確立された。これに対して封じ込めの世界化は1951年秋のことであった。この頃までに米国が中東の安全保障体制への軍事的関与を決意し、英国主導の中東司令部への参加と相互安全保障計画による軍事援助の中東適用を決めたからである。但し米国の中東への軍事的コミットメントは米国とNATO諸国、東地中海地域、西太平洋諸国との安全保障上の結びつき、あるいは東南アジア諸国に対する軍事援助の規模と比較して、低レベルであったことには留意されるべきである。

またNSC 68に基づく封じ込め政策は決して円滑に履行されたわけではなかった。米国経済は確かにアチソンとニッツェの期待通り順調に拡大し、国民総生産は朝鮮戦争を機に僅か二年で600億ドル余り伸びた。従って戦争後急膨張した安全保障費を賄うことは経済的に難しいことではなかった。心配されたインフレも1952年末までに落ち着きを取り戻していた。また米国自身の軍備は1952年6月までに戦争前の二倍近い水準に到達していた。

しかし西側同盟国、特に米国の安全に死活的な西ヨーロッパの防衛強化は予定通りに進まなかった。これは急激な軍需に伴い、米国の国内生産の遅れと援助物資引渡しの延滞が生じ、またドル不足に悩み続ける西欧経済に再軍備負担が重くのしか

かったからである。このため西側の「力の立場」の建設に不可欠な NATO 中期防衛計画の実現は同計画の下方修正後も困難な見通しであった。極東の戦略拠点日本の再軍備も米国の望むペースではなかった。

さらに米国内において、軍備拡充を説き続けるアチソン・ニツェ路線は政治的に難しい情勢を迎えていた。国民の間では極めて不人気な朝鮮戦争の継続、数十億ドルに及ぶ財政赤字の計上、そして国際緊張の相対的緩和もあり、朝鮮戦争前まで財政支出の拡大に一貫して消極的であった議会が再び安全保障費の削減に動き始めたのである。議会は政府の反対を押し切って 1952 年度、53 年度の相互安全保障計画費のそれぞれ 10 億ドル、1953 年度軍事予算の 46 億ドルのカットに踏み切った。しかも巨大な安全保障コストの経済に及ぼす悪影響は実はトルーマン大統領も依然として不安とするところであり、この懸念は経済諮問委員会を除く彼の経済・財政顧問に根強いものがあつた。

結局アチソンとニツェは NSC 141 までに、一体どれくらいの時間と費用で西側の「力の立場」が建設可能なのか、ついに提示できず仕舞であった。NSC 68/3 の軍備目標は 1952 年春までにほぼ達成され、また当時はソ連が明らかに自国陣営の引締めを狂奔していたにもかかわらず、二人は全く満足しなかった。彼らは自由世界がなおも「力の立場」を獲得していないと考え、ソ連との話合いには応じようとしなかったのである。この対ソ渉に入ることもなく、軍備増強の何時終わるともしれない二重の手詰り状態がアチソン・ニツェ外交の本質であった。NSC 20/1 以来の二つの対ソ目標の達成は到底不可能であった。しかもそもそも彼らの政策の基礎になった NSC 68 以下の四文書はソ連の脅威を過大に見積った欠陥文書であった。

〔博士論文審査要旨〕

論文題名 トルーマン政権の封じ込め政策, 1946—1953年——ジョージ・ケナン, ディーン・G・アチソン, ポール・H・ニッツェと冷戦戦略——

審査委員 (主査)	有 賀 貞
	石 井 修
	野 林 健

佐々木卓也氏は本学大学院法学研究科在学中, 修士論文においてジョージ・ケナンのドイツ政策を取り上げて以来, ケナンの対外政策構想とトルーマン政権の封じ込め政策について研究を行ってきた。本論文はその研究の一つの総括であり, トルーマン政権初期封じ込め政策の立案者としてのケナンの政策観と役割とを考察するとともに, 同政権後期の対外政策の形成に, ケナンにかわって主要な役割を演じたディーン・アチソンおよびポール・ニッツェの構想をケナンのそれと比較対照し, トルーマン政権の対外政策構想の変化の意味を考察した論文である。

佐々木氏の論文は序論および結論に加え, 次のような8章から構成されている。

第1章 封じ込めの起源

第2章 ケナンの封じ込め構想, 1946—1949年

第3章 米国の限定的封じ込め政策とケナンの構想, 1947—1949年春

第4章 アチソン, ケナンと新たな封じ込めの模索

第5章 ポール・ニッツェ, NSC 68の策定と封じ込めの行方

第6章 朝鮮戦争と封じ込めのエスカレーション

第7章 アチソン・ニッツェ主導の封じ込めの発展

第8章 アチソン・ニッツェ主導の封じ込めの帰結

佐々木氏は序章において, トルーマン政権期の封じ込め政策についての研究史を概観し, 当初の経済的手段を重視し, 地域的に限定されていた封じ込め政策が, やがて軍事化し全世界に広げられたとみる多数の研究と, 封じ込め政策では当初から一貫して軍事力が重視され, 世界的規模で展開されたとみる少数の研究があること

を指摘する。そして国防予算の規模、経済復興優先の対外援助政策、主たる政策対象地域の西欧・東地中海・日本への限定などからして、後者の見解には無理があり、氏自身は多数派の見解を基本的には支持することを述べる。佐々木氏は、アメリカの軍事費が朝鮮戦争前には年150億ドル以下におさえられており、西欧への軍事援助も10億ドル程度であったが、朝鮮戦争後は国防費は500億ドル近くになり、70—80億ドルに達した対外援助もほとんどを軍事援助が占め、アメリカの軍事的役割も世界的に拡大したと論じ、またアチソンとニッツェの構想のまとめであるNSC—68文書の主張は朝鮮戦争を契機に実行に移され、アメリカの政策の軍事化と世界化とが進展したと論じる。

もちろん、佐々木氏は単に従来の支配的解釈を再確認するわけではない。氏はトルーマン政権内部には、当初から軍事力強化を求める勢力が存在したことを指摘し、また1950年には朝鮮戦争勃発以前にトルーマン政権は東南アジア軍事援助を緊急課題と認め、また中東への経済援助を考慮するなど、封じ込め政策を地域的に拡大しはじめており、朝鮮戦争はその過程を促進したにすぎないとも論じている。

佐々木氏はさらに、トルーマン政権初期においてはケナンの構想が政策となって実現し、彼の名が広く知れわたったとはいえ、政権内での彼の考え方の影響が当時それほど大きかったと考えるべきではないと論じる。これは興味深い見解である。氏によれば、実際には彼の考え方と政権内の他の多くの人々の考えとは、当時から違っていたのであり、ただ顕在化しなかったのである。すなわち、ケナンはソ連の脅威は政治的・心理的なものとみなし、戦争を意図している軍事的脅威とはみなさないという考えを一貫して変えなかったが、政権内の多くの人々は、ソ連の軍事力行使の可能性に警戒心をもっていたのであり、ただ最初のうちはソ連の軍事的脅威が切迫しているとは考えなかっただけであると佐々木氏はいう。氏はケナンの考えが政策になりえた条件として、西欧の経済再建が切迫した必要とに見えたこと、アメリカが核兵器を独占していたこと、軍事費の増大が経済に悪影響を及ぼすことを恐れる財政的保守主義がトルーマン以下政権内にかなり根強く存在していたことなどをあげている。

佐々木氏はソ連についてアメリカ政府がどのような脅威意識をもっていたかを、ケナンのソ連観の形成とともに、第2次大戦前にさかのぼって考察し、それによってケナンのソ連観の中の一貫した要素を論証しているが、それも本論文の長所であ

る。佐々木氏は長年研究の対象としてきたケナンの外交見識に好意的であり、それに比べてアチソンとニッツェの路線については批判的であるが、もちろん、ケナンについて無批判であるわけではない。佐々木氏は彼にも重大な問題があったという。彼は時に政府内に支配的なソ連脅威論、アメリカの強い軍事力をもとめる意見に沿うかにみえるような、あいまいな主張を展開することがあったと指摘する。さらに彼の軍事同盟不要論の立場は、ソ連の軍事力に不安をもち、アメリカとの明確な軍事同盟をもとめる西欧諸国の事情を考慮すれば不十分であったこと、東西ドイツ分割論から一転してソ連との交渉により統一された中立的なドイツをつくれという主張に転換した唐突さ、また柔軟な臨機応変の外交を展開するためには世論に迎合しない「権威ある政府」が望ましいとした彼の非現実的なエリート主義などの問題性について、適切に論及している。アメリカは西側に敵対的なソ連に長年相対していかねばならず、ソ連が膨張傾向を示す場合にはいつでも対抗力をもってそれを封じなければならぬと1947年に主張して指導層の共感をえたケナンが、2年後には、ソ連との話し合いによって米ソ双方が中央ヨーロッパから後退することで緊張を緩和する政策を提唱しても、にわかに説得力をもたないことは確かである。ケナンは1947年に彼の考えを誤解させることで影響力をもちえたのだとすれば、その結果として、彼の真意がより明らかになった1949年には影響力を失ったのである。

本論文の後半はアチソンとニッツェの主導による1950年以降の封じ込め政策の検討に当てられる。従来あまり研究されてこなかったニッツェの対外政策構想に焦点をあてたことは本論文の特色のひとつである。もちろん今までもNSC-68文書は研究者の注目を集めてきた。しかしこれまでの研究はこの文書をトルーマン政権の封じ込め政策構想の終結点のように扱い、それ以後の構想の展開について検討することが少なかった。佐々木氏はその後の国家安全保障会議文書(NSC文書)により、アチソンとニッツェの構想の展開を詳しく検討している。そしてこの時期には、アメリカの軍事的関与は世界的規模に拡大したといっても、中東への軍事援助は他の地域へのそれに比べてまだ低い水準にとどまっていたことが指摘されている。

また佐々木氏はアチソンとニッツェの構想は朝鮮戦争勃発後にもかかわらずしも順調に実施されたわけではなかったことを明らかにしている。国民総生産は朝鮮戦争を機に2年間で600億ドル伸びており、その点では、軍事費の拡大は経済発展を害さず、むしろそれを促進するとした経済諮問委員会のレオン・カイザリングの見解を

裏書きしたが、トルーマン政権にも議会にも財政的保守主義が残っており、朝鮮戦争後は軍事費を削減しようとする動きが生じた。そのため、アチソンやニッツェが考えた「力の立場」は彼らが望んだようには実現しなかったのである。ソ連の軍事能力を過大視して「力の立場」を築くための軍備増強を不十分とみなし続け、したがって対ソ交渉に入ることができないという手詰まり状態が彼らの路線の帰結であったと佐々木氏は論じている。

本論文の論旨にはここに紹介したようなすぐれた特色があるが、佐々木氏自身述べているように、トルーマン政権期の政策について、従来の冷戦史研究の多数派の見解を基本的には踏襲するものであるから、トルーマン政権期の対外政策について、全面的にまったく新しい解釈が提示されているわけではないが、むしろそれゆえに、彼の解釈は信頼感をもたせる。この時期のアメリカの対外政策は内外の多くの研究者によって研究されてきた分野であって、著しく独自性ある見解を提出することは難しい分野なのである。

本論文で展開されている議論について、若干の補足すべき点があるとすれば、それは次のような点であろう。本論文では、ケナンの構想はアチソンおよびニッツェの構想と対置され、この3人に焦点を合わせてトルーマン政権の封じ込め政策構想とその政策の展開が論じられている。トルーマン大統領は対外政策に関しては、ジョージ・マーシャルとアチソンという二人の國務長官の助言を頼りとしたが、マーシャルはケナンを、アチソンはニッツェをそれぞれ重用した。ケナンはマーシャルの信頼を得たことで政策に影響力をもち得たのである。本論文ではマーシャルの政策構想についてほとんど考察がないが、彼の対外政策観についても、若干の考察があつて然るべきであった。マーシャルについてより詳しく検討するならば、軍人政治家としての彼がもっていたアメリカの軍事力の限界の認識に由来する政治的リアリズムが浮かび上がり、当時のマーシャルとケナンとの考えの接点が明らかにされたことであろう。

また佐々木氏はケナンがソ連との対抗関係において、西欧社会の道徳的威信の保持を重視したことに言及しているが、彼が一貫して西欧および日本の防衛にアメリカの軍事的役割を限定し、第三世界地域についての関与に消極的だった理由もまた、西欧的文化の価値の重視と関連しているのであり、彼が核兵器に反対した理由や国内において規律ある社会や節度ある文化を維持することを何よりも重視した理由も

また、そのような価値観と関連している。彼の対外政策観の特徴のひとつは彼の思想のなかの文化論ないしは文明論がそれに関わっていることであって、その点についてもより多くの論及があったほうがよかったであろう。また佐々木氏はアチソンとニッツェの路線について、彼らはソ連が核兵器をある程度開発する数年後にソ連からの全面攻撃があることを想定する一方で、世界のさまざまな地域での局地的侵略をも想定し、世界各地において軍事的に対応できる態勢を整える必要を力説したことを論じている。全面的侵略と局地的侵略という2種類の脅威の関係についての彼らの考え方に関しても、より詳しい検討があることが望ましいであろう。

本論文はトルーマン政権の対外政策の構想とその具体的展開についての、日本におけるもっとも包括的な研究である。その研究はこれまでのこの分野における研究史を踏まえ、刊行された一次史料の検討はもちろんとして、トルーマン文書館の対外政策関連文書、プリンストン大学図書館のケナン文書をはじめとするアメリカの史料館における文書の参照により、きわめて実証的におこなわれている。論文構成は主題に即して適切であり、実証に基づく議論の展開には無理がなく、説得的である。ケナンについては、近年アメリカで数点のケナン研究が刊行されているが、本論文はそれらの著作に比しても遜色がない。本論文をある程度圧縮したものは近日刊行の予定であるが、本論文およびそれに基づく著書は、トルーマン政権の対外政策に関する基本的文献として、またケナンの外交思想に関する基本的文献として、今後長く参照されるであろう。

したがって審査委員一同は、本論文に基づき、佐々木卓也氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると結論する。

平成5年5月19日

〔博士論文要旨〕

米ソ冷戦とアメリカのアジア政策

菅 英 輝

第1章 トルーマン・リベラリズムと冷戦の国内的基盤

1946年11月の中間選挙はリベラル陣営内の対立と再編を促したという点で、ニューディールの継承をめぐるリベラルな改革運動の分岐点をなしたが、同時に対ソ政策との関連でも重要であった。というのは、ウオーレスのもとに結集することになるアメリカ進歩的市民協会（PCA）は、その政治行動計画のなかで、容共、反ファシズム、軍縮および核兵器の廃棄、国連支持を打ち出し、米ソ協調を暗に示唆したのに対して、トルーマンに結集することになる民主行動連合（UDA）は、原則宣言において、左右の全体主義（ファシズム、共産主義）との対決路線を明確にすると同時に、対外的には、原子力の国際管理に関するアメリカ案（バルーク案）を支持し、さらにローズヴェルトの対ソ協調路線を放棄する方向を明らかにしたからである。彼らはまた、1947年3月に発表されたトルーマン・ドクトリンに対しても異なる反応を示した。PCAに代表される「社会派リベラル」はこれに反対を表明し、他方UDAに代表される「冷戦派リベラル」はこれを支持した。

他方、トルーマン政権は共和党右派と民主党内の南部保守派による対ソ軟弱外交批判や国内共産主義者問題に対応するため、1946年11月26日に連邦職員への忠誠に関する臨時大統領諮問委員会の設置を命じ、同委員会の報告書に基づき、1947年3月行政命令9835を発令し、国内共産主義者対策を強化した。しかも国内共産主義者への対策強化は、対ソ政策と結びついていた。この点はこれまでの研究で見過されてきたが、米ソ協調路線から対ソ封じ込め路線への転換点を示すものとして重要なクリフォード報告書（1946.9）は、ソ連がアメリカ国内の破壊活動を積極的に指令していると指摘し、同時に「アメリカ共産党員はすべて潜在的なソ連政府の諜

報機関員」であるとして、注意を喚起していた。こうしたトルーマン政権の対応は、もともと反共意識の強い米国民の意識をさらに煽ることになり、しかも次第に対ソ政策とも連動するようになり、同政権の対ソ政策の選択の幅を狭めることになった。

この章ではまた、冷戦の国内的基盤との関連で、「冷戦派リベラル」を代弁するトルーマンおよび「社会派リベラル」を代弁するウォーレスはともに、「開かれたフロンティア」の必要性という点では認識を共有していたこと、したがって両者の違いは、対ソ政策に関しては、それをソ連との協調によって達成しようとするのか、ソ連と社会主義圏の封じ込めによって実現しようとするのかであったことを明らかにした。

第2章 アメリカの中国政策—1944年～1948年

ローズヴェルト(FDR)大統領の「中国大国化」構想は、アジアの戦後秩序構想のなかで重要な位置を占めていたが、実現のための条件は国共対立のため悪化の一途をたどった。しかし、中国をアジアの安定勢力(「強力で安定した統一された中国」)にしようとするFDRの努力はトルーマン政権のもとでも継続されたのであり、この構想が1943年11月のカイロ会談を頂点とし、政権末期には事実上放棄されたとの説は妥当ではない。また、ソ連参戦とヤルタ協定をめぐる論点に関して、同協定での譲歩がソ連参戦に対する代償であったことは広く知られているが、米政府には、もう一つの狙いがあったことは、従来の研究では、強調されていない。国共対立と内戦の再燃が戦後心配されるなかでのソ連参戦は、ソ連の中国への影響力の拡大の不安を米政府内に強く意識させることになり、国民党政府支持をスターリンから取り付けることは非常に重視された。ヤルタ協定にはソ連の影響力の拡大の阻止という政治的意図が込められていたことに注目すべきである。にもかかわらず、この時期に対ソ封じ込め政策に発展しなかったのは、FDRが、米ソ協調路線を維持していたことによる。

したがって、次にアジアにおける対ソ認識の変化と封じ込め政策の開始時期が問題となる。まず、原爆の出現は、米政府内にソ連参戦を必ずしも必要としなくなったという考えを芽生えさせたという点で、さらにそれ以上に、原爆を対ソ交渉のテコとして利用しようとの考えを促したという点で、トルーマンの対ソ認識に微妙な影を投げかけた。また、マーシャル特使による国共調停の狙いは、あくまで蒋介石

政権のもとでの中国の統一であり、このことは、蔣介石の反対で調停が不調に終わった場合でも、蔣援助を継続するとの決定がなされたことから明らかであるが、同時に重要であったのは、さもなくば「分割された中国」とソ連による満州支配という「悲劇的な帰結」をもたらすというマーシャルの主張が大統領によって支持され、バーンズ国務長官も本意ながらこれに従わざるを得なかったことである。トルーマンのバーンズ宛て書簡(1946.1.5)は、この頃形成されつつあった大統領の対ソ認識の変化を示すものである。また、同じ頃、大統領は政府の中国政策を非難する者を、「ソ連政府により忠実な連中」と呼ぶようになったことも注目される。「中国はロシアの下位レベルの勢力浸透戦術に非常に弱い」状況におかれているという認識がマーシャル調停を促したとすれば、この頃迂回的な方法による対ソ封じ込め政策が中国において展開されはじめていたと考えられる。中国に関する限り、ヤルタ協定で国民政府を中国の政統政府とする了解は、対ソ封じ込めと矛盾するものではなく、アメリカ側から見れば、むしろ封じ込めを促進するものであった。1945年から46年にかけて展開されつつあった米国の中共孤立化政策は、ケナンが構想する封じ込めの原型(反革命的封じ込め論)を提供するものであった。マーシャルによる国共調停はそのような狙いを持っていた。したがって、この時期の封じ込め政策の中国への適用がギリシャ・トルコの場合に比べて迂回的で限定的であったのは、トルーマン政権にその意図がなかったからではなく、全面介入を困難にする、中国を取り巻く特有の状況によるものであった。

本論は、FDRの米ソ協調路線からトルーマン政権のもとでの対ソ強硬路線への転換と封じ込めの全面的展開はクリフォード報告書(1946.9)に求められるとの立場をとっている。このことと、上述のような中国における封じ込めの限定的適用を考慮すると、この時期のアメリカのアジア政策を「ヤルタ体制」という枠組みで説明し、マーシャル使節の主眼が「ヤルタ体制の強化」にあったとする見解は説得的でない。この解釈によると、ヤルタ体制という米ソ協調の枠組みがサンフランシスコ体制(冷戦構造)の成立まで維持され、アジアにおける封じ込めや冷戦のアジアにおける開始は朝鮮戦争にいたるまで展開されていなかったと主張される。しかし、マーシャル調停は国共という二大勢力が内戦状態にあるなかで、蔣政権への支援を改めて再確認したものであり、その限りで、「ヤルタ精神」からの離反を意味するものであった。

第二章ではまた、「超党派外交」のアジアにおける初の適用であった1948年中国援助法の成立過程において、共和党を中心とした中国支持派議員や、アジアに関しては積極的介入主義者であった孤立主義者の中国への大規模介入の要求をかわして、ヨーロッパ優先の立場から現状維持政策と不拡大方針を貫こうとする政府の枠のなかで中国問題を処理するのに、「超党派外交」が効を奏したことを明らかにした。同時に、それは中国援助法成立過程におけるチャイナ・ブロックの影響力を過大に評価してきた従来の通説の修正を意図するものでもあり、またトルーマン政権の国民政府支持の一貫性と反ソ・反共イデオロギーの強さを強調するものでもある。

第3章 ジョージ・F・ケナンの「封じ込め」構想とその変容

この章はケナンの「封じ込め」構想の特色について検討し、さらにケナン構想をトルーマン政権の対ソ「封じ込め」政策と対比させ、同構想の特色と同時にその限界や問題点を明らかにすることを目的とした。ケナンの対ソ封じ込め構想は、彼のソ連観（ソビエト権力は弱体であり、軍事的にもソ連は米国に劣っているとの認識、力の論理に対して敏感で、合理的に反応する）のゆえに、注意深く、確固として封じ込めていけば、ソ連の外交行動を修正することが可能だと考えていた。また、ケナンはソ連の脅威を軍事的なものというより政治的・イデオロギー的なものとみていたため、マーシャル・プランへの支持にみられるように、政治的・経済的手段を重視したアプローチを主張した。「国内的暴力」や「間接侵略」の脅威を重視し、これを封じ込めることによって、ソ連の勢力拡大を阻止することを最大の眼目とした。その意味で、ケナンの封じ込め構想の特徴は、反革命的封じ込め論であるということができる。同時に、他方では、「政治的現実主義者」としてのケナンは軍事力を軽視したのではなく、大状況としての勢力均衡の維持も重視した。しかし彼の場合、目的と手段との合理的関係の維持に敏感で、米国の国力以上に対外政策目標が拡大されることには反対した。したがって、彼は戦略的に重要な地域を見定め、封じ込めの選択的、重点的適用を主張し、イデオロギー過剰の、過度の道義主義外交を戒めた。その意味で、ケナンはトルーマン・ドクトリンの唱道者にみられた、過度のイデオロギー性、過剰介入、対ソ不信感の強さ、外交交渉における非妥協性と硬直性、軍事力を背景とした力の外交とは相容れない要素を持っていた。

しかしケナンの封じ込め構想においても、現実の情勢に対応するにあたっては、

「国内的暴力」と「国際的暴力」の区別の難しさ、ソ連の国家的膨張と国際共産主義の外延的拡大の識別の困難、心理的要因の重視などのゆえに、かならずしも、ケナンが意図したような地理的限定を維持することは容易ではなかった。特に、ケナンが封じ込めようとした「国内的暴力」の発生は、今日でいう第三世界地域に集中していたが、そのような地域においては、地域独自の内的要因によって内戦や紛争が発生するため、そのような問題の解決は内政干渉の形をとらざるをえないという限界をもっていた。その意味で、ケナンの反革命的封じ込め論も、西ヨーロッパ以外の地域で発生した民族解放運動や社会的変革の運動の高揚にいかに対処するかについては有効な手立てを持っていたとはいえない。

また、トルーマン政権の首脳も多くは、戦後のアメリカの役割を、世界システムの維持者としての観点から考えており、そのなかには、閉鎖的な政治経済システムを特徴とする社会主義圏の第三世界への拡大を阻止することも含まれていた。すでに指摘したように、ケナンの政治的現実主義は戦略的に重要な地域での選択的、重点的封じ込めを主張するものであり、第三世界地域での無差別な封じ込めや過剰介入には反対であった。世界システムの維持を重視するアチソンらからすれば、周辺を構成する第三世界地域は準周辺を構成する日本や西欧諸国にとっても、ひいては米国にとっても視野の外におくことのできないものであった。したがって、ケナンとアチソンとの意見の対立が深まるなかでの、國務省政策企画室長としてのケナンの辞任は、米国が世界システムの維持者としての役割を追求する過程で、封じ込め政策がますます軍事化し、選択的封じ込めからグローバルな介入主義的封じ込めへと変質していく過程でもあった。

第4章 アメリカの戦後秩序構想とアジアの地域統合

アメリカの戦後秩序形成においては、経済秩序形成の基礎としての貿易自由化原理と、政治秩序形成の基礎としての大西洋憲章原理（民族自決、主権国家間の平等）ならびにヤルタ原理（大國間協調）が存在していたが、大西洋憲章原理とヤルタ原理は矛盾する性格をもっていた。また、「平和・自由・世界貿易の三要素は不可分である」とのトルーマンの発言にも示されているように、米国の目指した戦後秩序構想は自由主義的資本主義秩序であり、それは政治経済秩序として把握され、またその秩序が米国自身の安全保障とも不可分な関係にあるとみなされていた。

こうした考えはアジアの地域統合の形成に向けての米政府の対応にも反映されたが、問題は、地域統合の前に横たわる障害をいかに克服するかであった。旧秩序の崩壊と戦後の混乱のなかから新国際秩序を構築するにあたって、ソ連を封じ込めることに加えて、戦後復興と政治的安定、急進的ナショナリズムと植民地主義との対立の調整、急進的ナショナリズムの反米化や共産化への転化を阻止するための「中道隠健」勢力の育成、中国革命への対応、アジア諸国の反日感情、ドル・ギャップ問題といった難問と取り組まねばならなかった。アジアの安定勢力として期待されていた中国であったが、国共対立が悪化するにつれ、代って、日本が、アジアの復興と安定の鍵を握るものとして重視され、さらに日本の経済復興の鍵を握るものとして東南アジアが注目されるようになった。

この時期の地域統合は、米ソ対立の影響を強く受けており、非共産圏諸国を結集することによって地域の安定を達成し、ソ連の影響力拡大を阻止するとの狙いがあった。したがって、左右の全体主義を排し、民主化と中道隠健勢力の育成によって新秩序を構築するという米国の努力にもかかわらず、民主化や平等より安定や反共を優先する傾向にあった。その結果、アジア諸国の強い不満にもかかわらず、この時期の地域統合は日本の復興を他のアジア諸国のそれよりも優先する垂直分業を特徴とし、アジア諸国のナショナリズムや反日感情と対立した。同様に、アジア諸国のナショナリズムと植民地主義との対立についても、対ソ封じ込めや反共の観点から、後者に曖昧な態度をとることになった。

米政府の東南アジアに対する関心の増大は、中国革命の影響に加えて、ドル・ギャップ問題が絡んでいた。東南アジアは日本の工業製品の輸出市場ならびに原料資源の安価な供給地として位置付けられていたが、米国の援助によるドル資金の還流や見返り資金の活用によって、日本の対米依存の貿易構造からくるドル不足の問題を解決しようとした。

また、ドル・ギャップ問題と東南アジアはグローバルな広がりをもっていた。例えば、英国の戦前の貿易パターンは、スターリング圏内の「低開発諸国」からの貿易黒字で対米赤字をカバーしていたが、とくに、マラヤの錫とゴムは英国の重要なドル収入源で、1948年度輸出額は、ドル価格で英国の全輸出額を上回っていた。同様に、フランスはインドシナから、オランダはインドネシアから、それぞれかなりの投資収益を得ていた。

このように、東南アジアは、1949年に入って、日本および西欧諸国のドル不足と経済復興の鍵を握る地域として、アメリカ政府の注目を集めるようになった。この地域は、米国のグローバルな対外政策のなかで、アジアと西欧を結びつける接点をなしており、対ソ封じ込め政策の強化とともに、その戦略的重要性の度合いを高めていった。PPS 51 (1949.3) は東南アジアを日本からインド半島にまたがる「封じ込めラインの不可欠の部分」を構成していると位置付けたが、こうした見方は NSC 48/1 (1949.12) においても確認され、その後の東南アジアへの米国の全面的介入の基礎をなした。

NSC 68 (1950.4) にみられるように、アチソンやニッツェらは、資本主義システムの危機に対して、対ソ封じ込めの軍事化で対応しようとしたが、このことは、戦後秩序形成原理や地域統合にも影響を及ぼすことになった。アジアのナショナリズムに対する国務省の理解ある態度は著しく後退し、民族自決や社会変革の要求よりも反共・反ソが益々優先されるようになっていく。地域統合への関心も後退し、代ってアンザス条約、東南アジア条約機構などの地域的集団安全保障に力点が移行する。

第5章 アジアにおける集団安全保障構想と日本再軍備問題

警察予備隊創設も含めた日本の再軍備過程は、計画性や方向性に欠けていたとの解釈もあるが、米政府の方針に関する限り、かなりの計画性と方向性を持っていたということが出来る。国務省と JCS との間には、もちろん見解の相違はあったが、それは主として再軍備の時期、速度、程度に関するものであった。JCS が、米ソ戦争や日本の防衛のための軍事的必要性の観点から日本の急速な再軍備を主張したのに対して、国務省は、FEC 決定や国際的反応、なにかんづく対日平和条約への悪影響を考慮しなければならなかった。また、対日政策の目標が、日本の西欧志向の確保とソ連による日本支配の排除にあったことから、国務省は日本国内世論の平和主義の感情や憲法9条に対する支持を無視できなかった。したがって国務省は、FEC 決定違反となるような本格的再軍備や日本の国内世論の反発を買うような急速な再軍備には反対であった。しかし、国務省も含めて米政府内には、日本の再軍備を必要でないとする見解は、1948年秋以降においては、存在しなかったといっても過言ではない。それは、対日平和条約のなかに再軍備制限規定を盛り込もうとするオー

ストラリアやニュージーランドなどの試みに常に反対であったことにも現れている。また、マッカーサーが「独断で」予備隊創設をおこなったとする見解も修正する必要がある。というのは、JCSの短期緊急戦争計画に基づく日本の再軍備要請に対応すべく、1949年末までには、彼も武装警察隊の必要を感じるようになっていたからである。また、この時期の再軍備過程は「本格的」再軍備という視点では十分把握できず、連続性や計画性を過小評価することになる。「限定的」再軍備が焦眉の課題であり、日本に当時期待されていたのは、国内の大規模な騒乱に対処する能力を備えることであった。しかも、陸軍省の「限定的再軍備」案や極東軍総司令部の警察予備隊創設計画書は、将来「武装警察隊」が本格的な再軍備のための中核となることを期待していたことに注目する必要がある。

また、米政府にとって、日本再軍備の障害をどう克服するかが重要な課題となった。この点については、ポツダム宣言やFEC諸決定があったが、この障害の克服の方法としては、対日平和条約の早期締結しかなかった。以上の他に、日本国憲法9条の非武装規定や吉田も含めた日本国内の反対ならびにオーストラリアやニュージーランドなどの再軍備反対があった。日本の再軍備の必要性が高まった朝鮮戦争以降は、これら二つの障害を克服する一石二鳥の方策として、アジアにおける集団安全保障構想が再浮上してきた。その意味で、アジア・太平洋における米国の集団安全保障構想には、日本軍国主義の復活を恐れ平和条約に日本の非武装規定を盛り込もうとするオーストラリアやニュージーランドなどへの代償という意味に加えて、日本の憲法9条を回避する狙いが込められていた。さらに、同構想のなかで日本は中核的位置付けがなされており、日本が参加しない地域集団安全保障は米国にとっての意義を半減するとみなされていた。したがって、日本再軍備と日米安保は、日本をアジアにおける地域的集団安全保障の取り決めに組み込むための第一段階ないしは暫定的措置とみなされていたのである。英国の反対、日本を含めることへのオーストラリアやニュージーランドなどの反対、日本政府側の再軍備への反対などがあって、日米安保条約という二国間条約で妥協をはからざるをえないと判断されたものの、日本の集団安保への参加は、NSC 48/5 (1951.5)でも確認されたように、キャンベラ会談(1951.2.15~2.28)以降も米政府の目標となっていくのである。

第6章 朝鮮戦争とアメリカ合衆国

朝鮮戦争が戦後アメリカ外交にとって分水嶺であったという点では、ほぼ意見の一致をみているが、アメリカ外交の「大転換」の意味づけ、封じ込めの軍事化の契機分析、戦争の帰結についての考察は十分ではなく、この解明が第六章の目的である。

封じ込め政策の転換の基本的枠組みをなしたのは、NSC 68 (1950. 4) の完成であった。「NSC 68の世界」は、米ソ二極構造論にもとづくゼロ・サムの世界情勢認識、「自由主義」対「共産主義」というイデオロギーの二分法、外交交渉より「力の立場」の重視、核抑止力から通常戦力までを含む軍事力の強化にみられる軍事力重視、財政保守主義に代るケインズ主義（とくに軍事的ケインズ主義）の採用などの点で、ケナンの封じ込め構想やNSC 48/1の路線とは異なっていた。こうした考え方が朝鮮戦争勃発以前に米政府内で支配的になっていたことは、NSC 68の作成者たちが、戦争以前の世界情勢が作りだした危機に新たな対応を迫られていたことを示している。

この時期の封じ込めの軍事化、米国経済の軍事化、冷戦外交の「大転換」を促した契機やメカニズムを理解するためには、ソ連の原爆実験の成功や朝鮮戦争の影響を指摘するだけでは十分ではなく、NSC 68の策定者たちが、次のような認識に影響されていたことが重要である。第一に、彼らの間には、米国は冷戦のイニシヤティブを失いつつあるという不安と焦燥が高まっていたことである。第二に、NSC 68の策定者は当面の緊急課題としてドル・ギャップ問題を深刻に受け止めていたことである。1949年春の米国の景気後退にはじまるドル・ギャップ問題の再燃は、経済的危機にとどまらず、その政治的帰結として、自由主義圏からソ連圏への「相当規模の権力の移行」をもたらすと受け止められていた。アチソン国務長官によると、「米国の繁栄に対してのみならず、米国の政治的・安全保障上の利害」に重大な影響を及ぼすと考えられた。まさに、「この可能性のゆえに、ドル・ギャップ問題は焦眉の急を要する」と国務省覚書（1950. 1）は述べていた。

こうした危機への対応策としてNSC 68の作成責任者であるニッチェがおこなった提案は500億ドルという大軍拡予算であり、再軍備一ドル供与一ドル・ギャップの解消というアプローチであった。しかも、純粋な経済援助は議会の支持が得られ

にくいと判断され、再軍備のためのドル援助という安全保障の論理で正当化するという手法がとられた。彼らは、米ソ冷戦を闘うのに必要な犠牲を払う気概が米国民の間に欠けていることを憂慮し、さらに議会の共和党右派、孤立主義者たちの間にみられる財政保守主義を克服する必要性を痛感していた。冷戦を闘う米国民の努力に「失速の兆候」が現れているというのが、NSC 68の策定者たちの共通認識であった。彼らの憂慮をさらに深刻にしていたのが、同盟諸国のなかに、米国が冷戦でイニシャティブを失いつつあるとの不安が広がり、それが中立主義の傾向を生み出していることであった。それゆえ、「自由世界の政治的・経済的・軍事的力の急速な増強」というNSC 68路線を採用する「重要な利点」は、「その心理的インパクト—将来に対する自信と希望の回復—」にあり、「その当面の目的」は、「冷戦において新たなイニシャティブを獲得することである」とされた。アチソンは、この点に関して、NSC 68の目的は『政府高官』の集団心理にショックを与える」ことであったと述べている。それゆえ、NSC 68は、説得力をもたせるため、ソ連の脅威を誇張し、かつまた「自由世界」対「奴隷世界」という整然たる二分法に訴える手法をとったのである。

朝鮮戦争の帰結は広範かつ深刻なものであった。米中対決を決定的にし、冷戦の内政化とマッカーシズムによって反共イデオロギーが強化され、封じ込め政策は、一層硬化した。また、封じ込め政策と冷戦の軍事化をもたらした。西側陣営の結束は強化され、米国は冷戦のイニシャティブを回復し、米国のヘゲモニーの確立を促したものの、戦争を契機として生じた米国経済の軍事化は、70年代以降における米国経済の競争力の低下と米国のヘゲモニー衰退の要因ともなったのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 米ソ冷戦とアメリカのアジア政策

論文審査担当	石	井	修
	有	賀	貞
	野	林	健

菅英輝氏の学位請求論文「米ソ冷戦とアメリカのアジア政策」は1992年3月にミネルヴァ書房より刊行された350頁を越える労作である。本論文は、トルーマン政権期のアメリカ外交に長年取り組んできた同氏によるこれまでの成果の集大成である。「冷戦」「アメリカのアジア政策」など、耳になじんだテーマであるにもかかわらず、本題に関してわが国では、本格的な研究は意外にも少ない。本論文はこの空白を埋める重要な試みである。

1 本論文の構成

本論文の構成は次のとおりである。

序章 冷戦史研究と問題の所在

第1章 トルーマン・リベラリズムと冷戦の国内的基盤

第2章 アメリカの中国政策——1944—48年

第3章 ジュージ・F・ケナンの「封じ込め」構想とその変容

第4章 アメリカの戦後秩序構想とアジアの地域統合

第5章 アジアにおける集団安全保障構想と日本再軍備問題

第6章 朝鮮戦争とアメリカ合衆国

2 本論文の要旨

(1) 序章〔冷戦史研究と問題の所在〕は、冷戦史研究の本場であるアメリカにおける研究の現状を紹介するとともに、同氏の冷戦史研究における立場を、本論文の

叙述に先立って明らかにしようとする意図をもって書かれている。同氏は近年の冷戦史研究における主流的存在である「ポスト・リヴィジヨニスト」のもつ問題点を的確に批判しながら、自らの「リヴィジヨニスト」の立場を明らかにしている。

(2) 第1章 [トルーマン・リベラリズムと冷戦の国内的基盤] では、冷戦初期におけるアメリカの政治状況を描きながら、国内に冷戦コンセンサスが成立していく過程が分析されている。トルーマンは政権についたあとの1946年中間選挙の年に境に、ニューディール左派でソ連との協調を唱えたグループを指導部から排除し、共和党員の大部分を取り込んで、ソ連に対決姿勢をとる超党派態勢を確立した。この過程で、アメリカ国内のニューディールのリベラリズムは退潮し、政治的エネルギーと資源は対ソ封じ込め政策に振り向けられることになったと論じている。

(3) 第2章 [アメリカの中国政策——1944—48年] では、大戦中の1944年から共産党の中国支配がほぼ決定的になった48年までの5年にわたって、アメリカの対中国政策が年代を追って詳細に叙述されている。公開されたアメリカ政府の一次資料などをもとに丹念に叙述が行われ、説得的に議論が進められている。戦時中ローズヴェルト大統領によって明らかにされた「中国大国化」構想は日本と戦う中国を勇気づける意味合いがあったと思われるが、蔣介石国民党政権は期待に応えることができず、アメリカの構想は破綻する。1946年のマーシャル使節団による国中間の調停工作も結局は失敗するが、そのあとのアメリカの政策は国民党政権への援助の度合いをめぐるゆれ動くことになる。ときあたかも欧州復興援助計画がスタートする時期であったが、対中援助については「限定的援助」として固まった。結果はアメリカの軍事不介入、国民党政権の崩壊となった。

(4) 第3章 [ジョージ・F・ケナンの「封じ込め」構想とその変容] では、「封じ込め」政策の立案者であるジョージ・ケナンのソ連観および対ソ「封じ込め」の構想について考察を試み、ケナン構想の有効性と限界について論及している。

(5) 第4章 [アメリカの戦後秩序構想とアジアの地域統合] では、アメリカ政府内で中国政策について挫折感が広まるなか、日本がアメリカのアジア政策の中心になっていく過程が描かれている。第二章で示されたように、1947年秋にはトルーマン政権の対中(蔣介石)政策は、積極的援助から内戦への「不介入=現状維持」に転換していった。そうしたなか、ヨーロッパのドイツと並んでアジアにおける日本の安定勢力としての重要性が増大し、日本の経済復興が真剣に考えられるようにな

った。この傾向は内戦における中国共産党の優勢がはっきりするとともに、ますます明白となっていく。こうして、長い歴史的な背景をもつ日中間の経済的つながりを断って、日本をアメリカと東南アジアの方に結び付ける「三角貿易」を通じて日本の復興をはかろうとする新たな構想が、アメリカ政府内部に受け入れられるようになった。本論文は綿密な実証研究でこの過程を跡づけている。

(6) 第5章 [アジアにおける集団安全保障構想と日本再軍備問題] は、日本再軍備の軌跡をアメリカのアジア政策全体のなかに——とりわけ「太平洋協定」構想との関連において——位置づけながら追っていかうとする試みである。内容的にも使用した資料の豊富さの点においても本論文中、野心的で最も力のこもった、かつ充実した研究と言える。

(7) 第6章 [朝鮮戦争とアメリカ合衆国] は朝鮮戦争へのアメリカ政府の対応を時間的に追ったものである。

3 本論文の評価

本論文の随所に先行研究への批判や新しい視点が見出だせるが、ここではとくに次の三点を評価したい。

(1) 第1章の内容についての評価。アメリカが対外政策で対ソ強硬路線を強めていった1946年の時点におけるアメリカの国内政治状況に着目し、対外政策と国内状況の双方を関連付けて説明している点は、これまでの日本における研究状況からみて、アメリカ外交史における重要な貢献といえよう。トルーマン政権は共和党右派と民主党内の南部保守派による対ソ軟弱外交批判や国内共産主義問題に対応するため、1946年11月に連邦職員の忠誠に関する臨時大統領諮問委員会の設置を命じ、同委員会の報告に基づき、1947年3月に行政命令9835を発令し、国内共産主義者対策を強化した。しかも国内共産主義者への対策強化は、対ソ政策と結びついていた。これは従来の研究では見落されてきた点である。米ソ協調路線から対ソ封じ込め路線への転換点を示すものとして重要な「クリフォード報告書」(1946年9月)は、ソ連がアメリカ国内の破壊活動を積極的に指令していると指摘し、同時に「アメリカ共産党員はすべて潜在的なソ連政府の諜報機関員」であるとして、注意を喚起していた。こうしたトルーマン政権の対応は、もともと反共意識の強いアメリカ国民の意識をさらに煽ることになり、しかも次第に対ソ政策とも連動するようにな

り、同政権の対ソ政策の選択の幅を狭める結果となった。

(2) 第4章の内容についての評価。第二次大戦による旧秩序の崩壊と戦後の混乱のなかから新国際秩序を構築するにあたって、アメリカ政府は、ソ連を封じ込めることに加えて、戦後復興と政治的安定、急進的ナショナリズムと植民地主義との対立の調整、急進的ナショナリズムの反米化や共産化への転化を阻止するための「中道穏健」勢力の育成、中国革命への対応、アジア諸国への反日感情、ドル・ギャップ問題といった幾多の難問と取り組まねばならなかった。アジアの安定勢力として期待されていた中国であったが、国共対立が悪化するにつれ、代って日本がアジアの復興と安定の鍵を握るものとして重視され、さらに日本の経済復興に不可欠のものとして東南アジア市場が注目されるようになった。

この見解自体はこれまでのわが国における研究のなかにも散見されるが、同氏は当時の時代状況の中での問題点を鋭く摘出し、総合的観点からこれらの要素を結び合わせながらまとめ上げていることは、重要な学問的貢献であると思われる。

(3) 第5章の内容についての評価。従来の研究においては、日本の再軍備の問題と「太平洋協定」構想などのアジアにおける集団安全保障の問題とは、それぞれ別個の問題として取り扱われるか、ないしは、両者の関係がいずれか一方の選択の問題であるかのように扱われてきた。すなわち、アジアにおける集団安全保障構想の実現には日本近隣のアジア・太平洋諸国の対日警戒感など障害が多く、実現が困難とみたアメリカは、日米安保条約という二国間条約を締結し、一国レベルでの再軍備の道が迫及された、と議論されるのがこれまで普通だった。本論文は、むしろアメリカのこの時期の集団安全保障構想には、憲法第九条問題を迂回しながら、日本の再軍備を実現する方途としての意味が込められていたとの視点を提示している。また日本の再軍備は日本をアジアにおける集団的安全保障の取り決めに組み込むための第一段階ないしは暫定的措置とみなすことができるとの見解を示している。この両者の関連性がこれほどつきつめて綿密に議論されたことはこれまでになく、学界へ一石を投じる重要な研究であると言える。

(4) 本論文は個別の事例研究をまとめたといった性格が強く、全体としてテーマの一貫性に欠けるところがあるのではないかとの指摘が審査員によりなされた。しかし、このことが本論文の本質的価値を減じるものではないと判断した。

4 結論

審査員一同は、以上の評価と口述試験の結果に基づき、菅英輝氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与するのが適当であると判断する。

平成5年5月19日

ホッブズ哲学と近代日本

高 橋 眞 司

1 問題の設定と論文の構成

要旨を述べるに先だって、本論文を執筆するにいたった意図およびその経緯をのべておきたい。

私は学部時代に増田四郎教授のゼミナールで、現代イギリスの哲学者 R. G. コリングウッド (Robin George Collingwood, 1889-1943) の歴史哲学を学んだ。大学院にすすんでは、鈴木秀勇教授のもとで、ひきつづきコリングウッドの哲学を研究した。そうして、かれがローマン・プリテンの歴史家であり、その反省の上に立つ歴史哲学者であるだけでなく、道徳と政治を含む、語の広い意味での社会哲学者であることを発見した。本論文の視角と研究方法は、学部・大学院時代のコリングウッド研究に多くを負っているのである。

私がコリングウッド研究から学んだことは、つぎの三点に要約することができる。第一に、「すべての歴史は思想の歴史である」という命題をはじめとして、「再演」(re-enactment)、「鞘包」(incapsulation)、「歴史研究におけるベイコン革命 (a Baconian revolution [in historical studies]. A. 124)」¹⁾ など、科学としての歴史学の方法について学んだ。第二に、かれの『哲学の方法に関する試論』(*An Essay on Philosophical Method*, 1933)、『形而上学試論』(*An Essay on Metaphysics*, 1940) などを読んで、現代の哲学を理解するためには、17世紀以降の近代哲学の内在的理解が不可欠であることを痛感した。第三に、『新リヴァイアサン——人間・社会・文明および野蛮』(*The New Leviathan, or Man, Society, Civilization and Barbarism*. 1942) にいたるコリングウッドの全著作は、ファシズムやナチズムを生み出すにいたった「近代ヨーロッパ精神」('the modern European mind' NL. 9. 21)

を徹頭徹尾問題にしていたことの発見である。この発見は、私自身の主体的問題は、決してコリンウッドと同じ「近代ヨーロッパ精神」でなく、むしろ〈近代日本の精神〉(the modern Japanese mind) でなければならないという自覚に導いた。こうして、私はバイコン、デカルト、ホッブズ、ロック、パスカルら17世紀の近代哲学の研究に出発し、同時に「日本の近代化」にたいする歴史的＝思想史的関心を胸にいだいて、1973年、長崎に赴任した。一昨年、『ホッブズ哲学と近代日本』(未来社、1991年9月刊)と題する本論文を上梓するに至ったのは、日本の近代化にとってホッブズ哲学のはたした役割がひときわ際立っていたからにほかならない。本論文は上述の、コリングウッド研究、ホッブズ研究、「日本近代化の批判的検討」、という三つの研究領域の〈総合〉の上に成り立つものであることを強調しておきたいと思う。これを図解して、図1のごとき「学的ピラミッド」²⁾を描くことも可能であろう。

本論文は、「あとがき」に記したとおり、日本におけるホッブズ哲学の受容とその変遷に関するわが国最初の研究書である。と同時に、その受容の観点から日本近代化の再検討を意図した日本近代思想史の一特殊研究でもある(本論文、331ページ)。

本論文の構成は、

第一編 トマス・ホッブズの哲学 (9-56 ページ)

第二編 日本におけるホッブズ哲学の導入 (57-291 ページ)

第三編 日本におけるホッブズ研究 (293-330 ページ)

の三部からなり、巻頭に、ホッブズの肖像画、拂波士著『主権論』ほかの口絵、巻末に、あとがき(331-341 ページ)、文献目録「日本におけるホッブズ哲学」(加藤喜代志・高橋眞司共編、巻末31 ページ)、索引(巻末6 ページ)を付載する。

本論文の力点が第二編「日本におけるホッブズ哲学の導入」に置かれていることは、一瞥して明かであろう。しかしながら、一般に、西洋思想の受容史研究が、しばしば、受容されるべき当の思想家(ないし思想、思潮)についての主体的研究を提示することなく、いきなり受容の歴史叙述に入る傾向にある現状への批判をこめて、とくに第一編を設定して筆者自身のホッブズ理解の輪郭を叙述した。また、受容史研究が、しばしば、詳細ではあるが全体的関連を喪失した断片的・局部的研究に陥る弊害のあることを自戒して、日本におけるホッブズ哲学の最初期の導入から

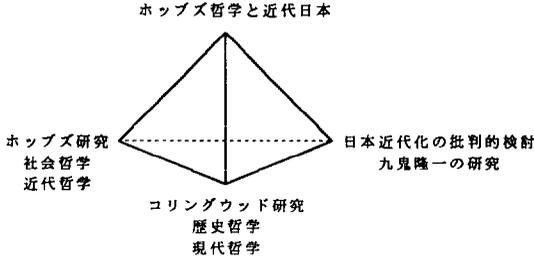


図1 <学的ピラミッド>

今日までの研究を概観して、これを第三編にかがげた。

本論文の主要な論点は、「あとがき」に11項目(1ページ半)にまとめて掲出している(333-334ページ)。それは、労働にいそむ民衆と一般の読書人にたいして通読の労を取らずとも、本書の内容が会得できるように工夫した結果である。しかしながら、ここに、あらためて各編の章立てにしたがって、論文の内容等につき簡潔に記述することにする。

2 第一編の要旨

第一編「トマス・ホッブズの哲学」は、本論文全体の導入部にあたる。概説にすぎないが、欧米におけるホッブズ研究の新しい成果をも可能なかぎり取り入れて、私なりの論点を提示すべく努力した。

論旨の要約をかねて、私なりのホッブズ解釈の新しい論点として、三つのことをここで指摘しておきたい。第一に、ホッブズは自然状態の方法論的仮構によって、人間にとっての究極的価値は自己保存にほかならぬことを宣言し、人間の自然的権利(および自由)の絶対性、さらには、自然的=絶対的権利を有する点で人間は平等であることを宣言した。そこに私は、ホッブズ社会哲学の「急進的性格」が存する、と見た(32-33ページ)。第二に、「暴力死」(violent death)をまともに見据えて社会哲学を構想した哲学者はホッブズが最初であることを指摘した(53ページ)。第三に、ホッブズを「平和の思想家」と見立てた(26ページ)。

第一の論点について、Q. スキナーは、ホッブズ政治理論の依拠する原理、すなわち、ホッブズの人間観はアリストテレス以来の伝統的人間観に対して「革命的(re-

volutionary)」であること³⁾、また、ホッブズが議論の出発点として人間の平等性を主張したことをイギリス・リベラリズムの源泉の一つと見ていること⁴⁾、などを指摘しておきたい。第二の論点については、すでに本論文の中で、ハナ・アレントの「ホッブズこそは、その著述のなかで、死が(暴力死の恐怖というかたちで)決定的役割を果たす唯一の政治哲学者である」という文章を引用して、論点を補強した(53ページ)。第三の論点は、ボルケナウの思想史研究によってますます強められた私自身の確信であることをここに明記しておきたい。

ボルケナウはその名著『封建的世界像から市民的世界像への移行』において、パスカルを論じたところで、「自由はただ、非典型的の出発をもって典型的葛藤を体験すること以外にはありえない。その葛藤が典型的でなければ、それは無意味なのである」⁵⁾と述べた。私はボルケナウのこの言葉はホッブズの哲学にこそ妥当すると直観した。ホッブズをボルケナウのいう「非典型的の出発」(untypischer Ausgang)、すなわち内乱と革命の進展する17世紀半ばのイングランドに位置づけるならば、スキナーが決定的に明らかにしたように⁶⁾、「保護と服従の相関関係」(the mutual Relation between Protection and Obedience. *Leviathan*, Review and Conclusion, [17], pp. 395-6)を論じた『リヴァイアサン』の「総括と結論」は最高度に当時のイデオロギー的文脈にかなったものになる。しかしながら、思想家が時論家でないのはまさにボルケナウのいう「自由」(Freiheit)を持つからにほかならない。しかも、ボルケナウは、17世紀の一般的性格について「それは人類史上もっとも陰惨な時代の一つ (eine der düstersten Zeiten der Menschheitsgeschichte) である」といい、宗教が人々の心を支配していた17世紀にすでに「地上の地獄」(die irdische Hölle)が存在した、とする⁷⁾。ホッブズを「平和の思想家」としてイメージする私の確信は、刊行の当初から「みのり豊かな討論」⁸⁾をまきおこすことを期待されていたボルケナウの思想史研究に触発されてますます強められたのである。そして、近年の研究史においては、そういう方向でホッブズを論じた著述があい続いていることを、ここに補足しておきたい⁹⁾。

ところで、第一編に素描した私のホッブズ論は研究史の上ではどのように位置づけられるであろうか。

ホッブズ解釈の諸類型については、W. H. グリンリーフの論文「ホッブズ——解釈の問題」(1969年)¹⁰⁾がよく知られている。グリンリーフは、ホッブズ解釈を、伝

統的解釈, 自然法解釈, 個人主義ないし唯名論解釈の三つの類型に分かった。第一の解釈は, ホッブズは唯物論者で, 新しい自然科学の概念と方法を採用して道徳と政治に適用した「機械論哲学者」であると見る。この「正統的解釈」(‘orthodox’ interpretation)にたいして「修正主義」(Revisionist)の解釈(‘revised’ interpretation)として第二, 第三の類型が存する。

第二の解釈は, ホッブズの自然法概念を中心的なものとして, ホッブズの倫理学を厳密な「義務論」(deontology)と見る A. E. テイラーや, ホッブズは本質的に「自然法哲学者」であった, とするハワード・ウォレンダーがいる。この解釈は, 第一の解釈のようにホッブズを科学的=近代的と見るより, むしろ本質的部分においては道徳的=中世的と見るのである。第三の解釈は, 第一の解釈を修正するとどまらず, 第二の, 自然法を重視する「義務論的解釈」(deontological interpretation)をも否定する。この類型に属する研究者として, (a) 各個人の「自然権」を強調し, 自己保存の権利を強調するレオ・シュトラウスがあり, (b) 伝統的解釈も自然法重視も満足すべきでないとする点でシュトラウスと共通するが, シュトラウスとちがって, ホッブズはある特定の中世的思潮(とくに後期スコラ派の唯名論)を利用している, とするオークショットがいる¹¹⁾。

グリーンリーフのホッブズ解釈の諸類型に照らしてみれば, 筆者の解釈は第一の類型, 伝統的な「正統派」の解釈の立場に立つと言える。しかしながら, この解釈をとるばあい「重要な留保」をつける者の多いことはグリーンリーフも指摘しているとおりである。私自身の解釈は, ホッブズは, 当時台頭しつつあった〈新しい自然学 physica novitia〉——その代表はコペルニクス, ガリレオ, ハーヴィーである——を念頭において《哲学要綱 Elementa Philosophiae》を構想したとみる。したがって, 19世紀末以降, 20世紀のホッブズ研究の中では, G. C. ロバートソンや F. テニス以来の伝統的解釈の立場をとりながら, 幅ひろく「修正主義」の諸論点をも考量しつつ, ホッブズ研究の新しい成果を吸収して, 私なりのホッブズ哲学のイメージを提供しようとした点にあると言ってよいであろう。

3 第二編の要旨

第二編「日本におけるホッブズ哲学の導入」は, 本論文の主要部分(約7割)を占めている。したがって, 圧縮度をさらに増して要約することにする。

まず、緒言において、広義と狭義の受容概念を区別した。その上で受容の概念を撰取、導入ないし移入などの概念と区別した。また、「ホッブズ哲学と近代日本」の時代区分については、四つの時期に区分した。

第一章「日本におけるホッブズ哲学の導入」は、ホッブズの思想が日本にはじめて導入されたのは、いつ、いかなる形式においてであったか、また、ホッブズはいかなるイメージにおいて導入されたか、を問う。本章は、一、高野長英「西洋学師ノ説」(1835年)、二、西周「開題門」(1870年)、「百學連環」(1870年)、「生性發蘊」(1873年)、三、中村正直「西學一斑」(1875年)、四、井上哲次郎「倫理新説」(1883年)、五、西村茂樹「西國道徳學の主義」(1889年)、六、菅了法「倫理要論」(1888年)、七、海江田信義(叙)『須多因氏講義』(1888年)、を取り上げる。

第二章「明治10年代におけるホッブズ哲学」は、前章にひきつづいて、日本におけるホッブズ哲学の導入の歴史を追求するが、時代を拂波士著『主權論』(文部省編輯局蔵版、明治16年7月)の刊行された明治10年代に絞って、第三章への接続にも配慮した。

本章は、前章の落穂ひろいとして、まず、一、城泉太郎「我思想之系統」を扱い、ついで、二、傍木哲次郎編輯『主權論』(1882年)、三、小野梓「國憲汎論」(上巻、1882年)、四、中江篤介訳解『民約譯解』(1882年)、五、加藤弘之『人權新説』(1882年)、六、馬場辰猪『天賦人權論』(1883年)、を論じる。

第三章「拂波士著『主權論』をめぐる」は、〈間奏曲〉「加藤弘之日記を読む」をさしはさんで、第四章とともに、本論文の中枢をなす。そして、ここで特記しておきたいのは、第三章および第四章は、コリングウッドの歴史的方法論に従って、テキストの分析と歴史的コンテクストの研究を〈総合〉する研究方法を採用して、拂波士著『主權論』を翻訳・印行した文部省の〈意図〉を追求していることである。それによって、そのもっとも深いところでコリングウッドに学んだというスキナーの思想史の研究方法に、はからずも接近することとなった¹²⁾。

第三章は、一、翻訳としての『主權論』、二、文部行政の展開と『佛氏國家生理學』の刊行、三、『主權論』と明治10年代の思想、を扱っている。これらは従来の研究史において殆ど本格的に論じられたことのないものである。

本章を要約すれば、主權の「專制」^{アブソリュート}を唱える拂波士著『主權論』は、その名の示すとおり、1881年、明治14年10月の国会開設の詔書に端を発した主權論争に参加

すべく文部省によって抄訳されたものであった。明治10年代の諸論争の中に、拂波士著『主權論』を置いたばあい、原著 *Leviathan* の自然権=人権論を切捨て、主權の「専制」^{アソリット}を中核に据えて抄訳した拂波士著『主權論』は天賦人権論争とのかかわりを慎重に回避し、主權論争にのみ参加させようとした文部省苦心の翻訳であったと言ふべきであろう。しかしながら、文部省は1883年、明治16年7月、英國學士拂波士著『主權論』を抄訳印行したが、そこに含まれていた論点を細部にいたるまですべて承認していたのではなく、その主要な論点、すなわち主權者の権力の性質、主權の不可分性、君主政体の優位、主權の「専制」^{アソリット}等の主張の故に、他ならぬこの時期に、本書を公刊したのである(168-169ページ)。

〈間奏曲〉「加藤弘之日記を読む」は、文部省編輯局蔵版、拂波士著『主權論』の刊行の経緯をさぐるために、当時の東京大学総理加藤弘之の日記を閲読したものである。拂波士著『主權論』に直接かかわる新史料を見出すことはできなかったが、加藤弘之日記、明治15年2月26日の条によって、文部省から相前後して翻訳・印行された佛郎都著『國家生理學』の原本は加藤弘之の所有にかかり、旧姓「入江」すなわち東京大学法学部長穂積陳重が「反譯」するために、「文部省ノ借用」として借り出していたことが判明した。

なお、〈間奏曲〉における加藤弘之の人間像の素描は、日本近代化の政治過程のなかで、知識人が政治的に使役され手段化されて、無理やり政治状況に屈服せしめられた事情を叙述している。これは、近代天皇制および藩閥政府の下に生きるを余儀なくされた明治期の官僚九鬼隆一の評伝とともに、日本近代化の過程における人間像の描出を意図したものである。〈間奏曲〉は筆者のそのような意図においても、刊行準備中の『九鬼隆一の研究』とあわせて読まれんことを希望している。

第四章「拂波士著『主權論』再考」は、拂波士著『主權論』刊行の歴史的文脈(historical context)をより精細に述べ、拂波士著『主權論』翻訳の具体的経緯をさらに追求したものである。

本章の内容を約言するならば、拂波士著『主權論』は、自由民権運動、国会開設請願運動の高揚の中で、「明治14年の政変」に象徴される体制の未曾有の危機を突破するために採択された最高政策の一つ、「独逸学ヲ奨励ス」(井上毅)、あるいは「洋学ハ洋学ヲ以テ之ヲ制御セザルベカラズ」(福岡孝弟)という政策提言に即して、佛郎都著『國家生理學』とともに、文部省によって翻訳・印行されたものであった

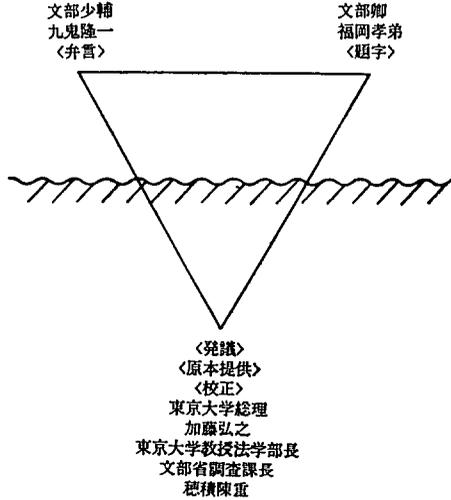


図2 <文部省トライアングル>

(285 ページ)。英國學士拂波士著『主權論』は、「洋学中ノ独逸政治書」ではなかったけれども、それがボルク著『政治論略』（元老院蔵版，1881年），佛郎都著『國家生理學』（文部省編輯局蔵版，1882-4年）とともに翻訳・印行されたのは、「[主權者ノ] 諸權ハ決シテ共有スベカラズ亦分離スベカラザルモノナレバナリ」という「主權婦一ノ論」の故にであった。文部卿福岡孝弟の「題字」にいう「衡以一權」，また文部少輔九鬼隆一の「弁言」にいう「主權之宜一」は，井上毅のいう「主權婦一ノ論」と符牒を合わせていることは驚くばかりで，拂波士著『主權論』がひたすら「主權婦一ノ論」の故に翻訳されたことを裏づけている（286 ページ）。

明治 14 年の政変後，世上に主權の所在，主權の義解をめぐる論争がはなばなしくたたかわされていた間，文部卿福岡孝弟，文部少輔九鬼隆一，東京大学総理加藤弘之，東京大学教授兼法学部長兼（文部省）調査課長穂積陳重が「密議」に参加することによってはじめて佛郎都著『國家生理學』，ならびに拂波士著『主權論』の文部省編輯局蔵版が可能となったのである（289 ページ）。それを図示したのが，図 2「文部省トライアングル」（改訂版）である（288 ページ）。

わずか二著ではあったが，これら政治学の書籍が文部省から印行されるためには，

歴史的な諸条件が精確に整わなくてはならなかった。拂波士著『主権論』の歴史的
文脈を探求し来たった今、すぐれて主体的な条件と客観的な条件とが合致・協同す
ることなしにはいかなる歴史的事件も生起し得ない、という思いを強くするのであ
る(289-290ページ)。

4 第三編の要旨

「西洲」の「諸賢」の一人として「慕駟突」を挙げた西周「開題門」(1870年起稿)
から拂波士著『主権論』(文部省編輯局, 1883年)刊行百有余年の今日にいたる日本
のホッブズ研究の歴史を回顧してみると、ホッブズ哲学の評価は殆ど180度の旋回
を示している。私はそれを「馬場辰猪から水田洋への転回」と表現した(328ペー
ジ)。「天賦人權説ヲ駁撃セン学者」の最たるものとしてホッブズをとらえた馬場辰
猪『天賦人權論』(1883年)から、ホッブズの『リヴァイアサン』をロックの『統治
論』よりはるかに「戦闘的で純粋な、民主主義の古典」と捉えた水田洋の『リヴァ
イアサン』評(1966年)へ¹³⁾、日本のホッブズ研究は一大旋回をとげたと言える。
そうして、その転換点に立つのは太田可夫の『イギリス社会哲学の成立』(1948年)
であった。無謀な15年戦争の遂行によってもたらされたおびただしい人命の犠牲
と荒廃せしめられた国土の中に立って、戦後日本に打ち立てるべき近代市民社会の
哲学的基礎をさがし求めた太田可夫によって、平和と民主主義思想へのホッブズの
貢献が、日本のホッブズ研究の中では、はじめて明らかにされたと言ってよいから
である(328ページ)。

今後、日本におけるホッブズ研究がいかなる動向をたどるにせよ、理論史の上で
は近代的学問(政治学ないし政治哲学)の形成という観点で、思想史的には、とく
に絶対主義、近代市民社会の解明という観点で、実践的には、原水爆時代における
生存の確保、恐怖・戦争からの解放、世界平和の達成といった、すぐれて人類史的
課題の原理的把握の強化ならびにその解決に資するためにも、《哲学要綱 *Elementa
Philosophiae*》として構想されたホッブズの哲学を学ぶことの意味は、決して消失
することはないであろう(329ページ)。

おわりに

以上、本論文の叙述に即して、要旨を筆者の意図とともに記述してきた。

筆者がホッブズ研究に着手したのは一橋大学大学院社会学研究科博士課程に入学した1970年であり、それから二十年余の歳月が流れた。さらに、博士課程単位修得論文を提出して本論文の主題を設定してから15年、本論文執筆の構想を立てて10年の歳月が流れた。本論文は、冒頭に述べたとおり、日本におけるホッブズ哲学の受容とその変遷に関するわが国最初の研究書である。と同時に、その受容の観点から日本近代化の再検討を意図した日本近代思想史の一特殊研究でもある。主題設定の意義、方法の自覚、取扱の体系性、論述の妥当性と文章の明晰など、いくつかの指標に照らして、本論文が博士論文の名に値するか否か、学位授与の規定に照らして、また学際的、国際的な学位授与の慣行をも斟酌して、厳正なる審査をお願いしたい。

- 1) 「歴史研究におけるベイコン革命」とは、めくら減法の発掘（研究）を、明確な問いを立てそれに明確な答えを用意する発掘（研究）へ転換させることを意味する。コリングウッドは、ローマン・ブリテンに関する考古学的発掘の経験を「問答の論理学」(a logic of question and answer, A. 37)にまで高めたのである。なお、(A. 124)は、R. G. Collingwood, *An Autobiography*, Oxford: Oxford University Press, 1939, p. 124. を意味し、(NL. 9. 21)は *The New Leviathan* の章節を意味する。
- 2) 「学的ピラミッド」は、私の大学院の指導教官鈴木秀勇・一橋大学名誉教授の語彙である（筆者宛、鈴木秀勇書簡、1991年9月16日付）
- 3) Quentin Skinner, *The Ideological Context of Hobbes's Political Thought*, *The Historical Journal*, IX, 3, 1966, p. 306.
- 4) Quentin Skinner, *The History and Ideology in the English Revolution*, *The Historical Journal*, VIII, 2, 1965, p. 178.
- 5) Franz Borkenau, *Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild*, (Paris: Félix Alkan, 1934), Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1980, S. 493. フランツ・ボルケナウ『封建の世界像から市民的世界像へ』水田洋ほか訳、みすず書房、(1959年)、1965年、590ページ。（以下、*Weltbild*, 邦訳は『世界像』と略記する）
- 6) Quentin Skinner, *The Ideological Context of Hobbes's Political Thought*, *The Historical Journal*, IX, 3, 1966, pp. 286-317, esp. p. 308.
- 7) Borkenau, *Weltbild*, Vorrede des Verfassers, S. XII. 『世界像』, 21ページ。

- 8) ボルケナウ『世界像』の刊行者ホルクハイマーは、本書が、市民社会の成立、および、経済と文化の連関について「みのり豊かな討論」(fruchtbare Diskussionen)をまき起こすであろうことを期待している。Borkenau, *Weltbild, Vorrede des Herausgebers* (von Max Horkheimer), S. V. 『世界像』, 13 ページ。近代哲学に関する私の研究が(その成果が「みのり豊かな討論」になっているかどうかは、読者の判断に委ねるほかはないけれども)ボルケナウの『世界像』にふかく影響を受けていることは否めない。なお、水田洋「訳序」もボルケナウの「みのりおおい着想」に触れている。『世界像』, 11 ページ。
- 9) たとえば, Timo Airaksinen and Martin A. Bertman (eds), *Hobbes: War among Nations*, Avebury, England: Gower Publishing Company Limited, 1989; Peter Caws (ed), *The Causes of Quarrel: Essays on Peace, War, and Thomas Hobbes*. Boston: Beacon Press, 1989. などを挙げることができる。前者は、「世界政府はトマス・ホッブズの諸原理を基礎にして正当化されるか」をテーマに開催されたヘルシンキ大学におけるホッブズ・コンファレンス(1987年5月)の記録である。後者は、哲学の世界的組織は世界でいちばん深刻な問題にこそ取り組むべきである、そして、戦争の危険が存するかぎり平和について考えつづけ、語りつづけなければならない、と感じている哲学者のピーター・コースの呼びかけによって、アメリカの憲法制定200年祭にさいして開催された、『リヴァイアサン』における「争闘の諸原因」にかんするホッブズ・コロキウム(ワシントン, 1987年)の記録である。
- 10) W. H. Greenleaf, "Hobbes: the Problem of Interpretation", Reinhart Koselleck and Roman Schnur (eds), *Hobbes-Forschungen*, Berlin: Duncker & Humbolt, 1969, SS. 9-31; Maurice Cranston and Richard S. Peters (eds), *Hobbes and Rousseau: A Collection of Critical Essays*. New York: Doubleday & Company, Inc., Anchor Books, 1972, pp. 5-36.
- 11) オークショットの解釈をグリーンリーフは唯名論解釈と呼ぶが、それはホッブズの唯名論(nominalism)が「ただ実体的個別のみが哲学的探求の主体として存在する」という見解を含むからである。Greenleaf, "Hobbes: the Problem of Interpretation", S. 21; p. 22. Cf. Michael Oakeshott, Introduction to *Leviathan*, Oxford: Basil Blackwell, 1946, pp. xix-xxi, lv. ただし、私にはオークショットのこのあたりの議論は多少むづかしい点があることを告白しなければならない。非ヨーロッパ世界の研究者であることを自覚して

いる筆者がオークションに学ぶのは、ヨリ巨視的・総合的な把握についてである。

- 12) スキナーは、かれの研究の最深部でコリングウッドに負っていることについて、つぎのように述べている。「私の初期の諸論文は、明らかに、ポーコックおよびダンの理論的著作に負っていたし、それ以上に、政治思想史上のラズリットの諸業績に体现されたアプローチに深く負っていた。……この作業において、私はさらに、J. L. オースティンの哲学的諸著作と、いっそう直接的にとすら言えるのだが、R. G. コリングウッドのそれに助けられた。実際、私は後者に、今なお思想史家としての私の根本的前提であり続けているものを負っている。その根本的前提とはすなわち、思想の歴史は、規準としての地位を与えられた一定の諸問題 (a canonical set of questions) に対する解答の試みの連続と見るべきではなく、解答ばかりでなく問題もまた頻繁に変化してきたことを示すエピソードの連続とみるべきだ、ということである。」Quentin Skinner, "A reply to my critics", in *Meaning and Context: Quentin Skinner and his Critics*, edited by James Tully, Cambridge: Polity Press, 1988, pp. 233-234. See also p. 103. 半澤孝麿・加藤節編訳『思想史とはなにか——意味とコンテスト』岩波書店, 1990年, 259-260ページ。同, 219-220ページ参照。この点について、私は新聞論説「近代日本とホッブズ」(西日本新聞, 1992年2月19日)でも言及した。
- 13) 水田洋のこの『リヴァイアサン』評はおおいに論議を呼ぶところであろう。たとえば、水波朗『ホッブズにおける法と国家』成文堂, 1987年, 131ページ参照。私としては、水田がここで『リヴァイアサン』をルソーの『社会契約論』でなく、ロックの『統治論』と対比させている点に注意を喚起しておきたい。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 ホッブズ哲学と近代日本

論文審査報告者	安丸良夫
	塚田富治
	加藤哲郎

1 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第一編 トマス・ホッブズの哲学

第二編 日本におけるホッブズ哲学の導入

緒言 ホッブズ哲学と近代日本——『主権論』刊行100年を記念して

第一章 日本におけるホッブズ哲学の導入

第二章 明治10年代におけるホッブズ哲学

第三章 拂波士著『主権論』をめぐって

はじめに

第一節 翻訳としての『主権論』

第二節 文部行政の展開と『佛氏國家生理学』の刊行

第三節 『主権論』と明治10年代の思想

むすび

〈間奏曲〉 加藤弘之日記を読む——『人權新説』、『主権論』とのかかわりで

第四章 拂波士著『主権論』再考

はしがき

第一節 拂波士著『主権論』刊行の歴史的文脈

第二節 拂波士著『主権論』の翻訳と印行

第三節 加藤弘之と穂積陳重——拂波士著『主権論』とのかかわりで

結語 拂波士著『主権論』再考

第三編 日本におけるホッブズ研究

はじめに

第一節 戦前のホッブズ研究

第二節 戦後デモクラシー期のホッブズ研究

第三節 1970年代以降のホッブズ研究

第四節 ホッブズ哲学研究動向

むすび

2 本論文の要旨

第一編において、著者はまず、ホッブズを「平和の思想家」と規定する。ウォレンダー、テイラー、マイヤー・タッシュが述べるように、ホッブズの課題が平和の希求であり、平和の実現のために絶対不可決な主権権力の確立にあったからである。ホッブズは、この課題を分解的・合成的方法に基づいた理論の構築によって果たそうとする。彼の理論の出発点は、社会、国家という人為的枠組を取り外した方法論的虚構＝自然状態における孤立した人間である。自然状態における人間はおのおの究極的価値を有し、同時に不可譲の自然的権利である自己保存のために、彼が自己の判断においてもっともふさわしい手段と考える一切のことがらをなす権利を有する。

人間はまた、自然状態においては、本来平等である他人に対する支配と優越を企てる尊大で傲慢な存在であり、その結果人間は相互に衝突しあう。ここに自然状態は戦争状態に転化する。著者は、戦争状態は人間の「奢り」からおこると主張するのである。その結果として平和を確保するためには、戦争の原因となるこの人間の傲慢な本性を規制するために、すべての人間を畏怖せしめる最高の権力、主権が要請される。この主権は、服従契約を内実とする社会契約によって、群衆が一つの人格に結合され、国家が設立されることで生み出される。

さらに著者は、ウォレンダー、フッドのホッブズを誠実なキリスト教思想家と見る解釈に示唆を受けて、ホッブズの政治思想において神の占める位置を次のように強調する。国家においては、主権者も臣民もともに神の究極的制裁を自覚すること

によって、主権者、臣民としての義務を守る。ここに、腐敗・墮落することなしに人々に平和をもたらす主権者と臣民からなる国家が確立される。

著者は、こうした社会哲学を生み出した背景として、福田歓一やマクファースンにしたがって中世の封建的階層制の桎梏から解放された人間、個人的名声と私的所有のために競争する近代ブルジョアジーの存在を指摘する。著者は、ホッブズ社会哲学の近代的意義を、政治の基本的単位として自己保存を究極の価値とする互いに独立な人間を措定したこと、自然状態での絶対的自由および人間の自然的平等を宣言したことにあると指摘する。また現代的意義としては、ホッブズが戦争を引き起こす人間の自然的諸能力と権利、ならびに平和を確保するための政治社会の科学的解明を目指したこと、日本国憲法に盛られている「健康で文化的な生活を営む権利」を想起せしめるような基本的生存権を主張したこと、人間や社会に対する現実的な把握をしていることにあるとする。

著者は、ホッブズの歴史的意義を指摘するだけでなく、ホッブズ自身に批判の矛先を向ける。例えば、ホッブズが平等を身体および精神の諸能力における事実上の平等と解したことを、「事実」ではなく「権利」にかかわる彼の社会哲学の原則を忘れたものと、その一貫性の欠如が指摘され、また、ホッブズが内乱を階級闘争としてではなく各人の各人に対する私的闘争と見たことに、ホッブズ社会哲学が近代資本主義社会の分析としては限界をもつと指摘される。

以上が「第一編 トマス・ホッブズの哲学」についての審査員の要約であるが、どうしても整合的にまとめきれない相対立する叙述も、いくつか見られる。第一に著者は、「ホッブズは自然状態と戦争状態を同一視する」と解釈しながら、ホッブズのなかに戦争状態の前段階としての本源的な自然状態を読み込む。第二に著者は、ホッブズの絶対的政治権力の構想に、封建社会から近代市民社会への過渡期としての絶対王政の時代に生を受けたホッブズの思想的限界を指摘する一方で、近代市民社会の哲学としてのホッブズ社会哲学の一貫性を強調する。また戦争状態の説明に関しても、一方でそれが「奢り」に起因すると見なしながら、人間が「絶対的自由」を享受する自然状態と人間の自然的権利・自然本性との根本的矛盾が「万人の万人に対する戦争」を引き起こすとも述べるのである。

第二編は、まず「緒言」で近代日本におけるホッブズ受容を四つの時期に分け、その第一期「自由民権運動期とその前後」の重要性を指摘している。

第一章「日本におけるホッブズ哲学の導入」は、西周「開題門」、同「百学連環」、中村正直「西学一斑」などから始めて、菅了法「倫理要論」、『須多因氏講義』にいたるホッブズ哲学導入史を、それぞれの著作の具体的文脈に沿いながら跡づけたものである。明治初年から同20年代初期に至る時期を対象にしているが、哲学・倫理学系を中心にしている、第三章と第四章の主題となる拂波士著『主権論』や民権派によるホッブズへの言及は含まれていない。

第二章「明治10年代におけるホッブズ哲学」は、まずホッブズの著作を最初に読んだ日本人として、慶應義塾系の民権思想家城泉太郎があることを指摘したあと、傍木哲次郎編輯『主権論』、小野梓『国憲汎論』、中江篤介訳並解『民約訳解』、加藤弘之『人権新説』、馬場辰猪『天賦人権論』を、ホッブズ理解を中心に順次検討している。城を除いて、これらの著作はいずれも明治15年から16年初めにかけて出版されたもので、自由民権運動の展開を背景にして起こった主権論争・天賦人権論争に直接かかわる内容を持っている。まず、傍木『主権論』は、東京大学法・文学部の学生5名による共同研究で、ホッブズはグロチウスとともに民約説にたつが、そのペシミスティックな人間観のゆえに専制権力が必要だとする主権概念を主張した、という理解だとされる。小野『国憲汎論』は、その当時では最もまとまった国家理論の書であるが、ホッブズは、主権を一人に在りとするグループに入れられていて、主権の設立のみにとらわれた一面的な理解に陥っている、とされる。中江『民約訳解』では、グロチウスを「生民を以て帝王に属せしむるもの」とし、ホッブズはグロチウスを踏襲するのみ、と言及されている。加藤『人権新説』は、天賦人権論を批判する立場から、その思想的由来を「性法（ナチュラルロウ）学派」に求め、その代表としてグロチウス、ホッブズ、プフフェンドルフをあげているという。馬場『天賦人権論』では、天賦人権論を批判した理論家の系譜を遡るとマキャベリとホッブズがこれに当たるとするが、しかしまた「性法学派」の一人に加藤のいう「哈比（ハッベス）氏」をあげていて論旨が矛盾している、しかしこれは加藤の言う「哈比氏」がホッブズだということに馬場は気づいていなかったからではないかと著者は推測している。

以上をまとめて、著者は、ホッブズは論争の両陣営からまったく相反する評価を受けていたとし、こうした相反する評価が生まれた理由は、絶対的自然権から絶対的主権を演繹してゆくホッブズ社会哲学の理論構成そのものにも原因があるとする。

そしてこの立場から、著者は、ホッブズの理論は民権論者からも反民権論者からも専制支配の擁護論として理解されていたとする田中浩氏、「『リヴァイアサン』は、ヨーロッパにおいてうけた二重の解釈に悩まされることなく、専制の擁護として理解された」とする水田洋氏を、ともに一面的な断定として批判している。しかしこの点については、ホッブズを「性法学派」として天賦人権論の系譜に位置づけたのは加藤『人権新説』に独自の見解で、主権論争・天賦人権論争のなかでのホッブズは、基本的には、主権の絶対性・君主専制の擁護の理論としてとらえられていたと、本論文各所から読み取りうることを、審査員として付言しておく。

第三章「拂波士著『主権論』をめぐる」は、『リヴァイアサン』の翻訳として明治16年7月に文部省から刊行されたこの書物についてのさまざまな視角からの分析で、第四章とともに本論文の核心的内容といえる。著者はまず、『主権論』の著者「拂波士」について「英国学士」とされるほかは何の紹介も言及もないこと、原著を明らかにしていないこと、原著の全訳か部分訳・抄訳かが明らかでないこと、訳者が不明なこと、本書についての解題的記述が欠けていることを指摘して、「形式上の韜晦」「意識的なカムフラージュ」が施されていると指摘する。ついで底本を推定した上で、訳書と原著の対応関係を整理し、訳語と訳文の特徴を分析して、「原文にはほぼ忠実な翻訳」、「原文にかならずしも忠実でない翻訳」、「原文の語義・趣旨を取りちがえた翻訳すなわち誤訳」を区別する。こうした書誌的分析で特に重要なことは、「彼変革ヲ好ンデ社会ヲ破壊スル者ノ愚モ之ニ似タルヲナカラシヤ」という原文にない語句が挿入されたり、原文では人民の生命の保護にあたる表現が「国家ヲ保全スルノ謂」と意図的に誤訳されたりしていることであり、著者はそこに『主権論』のイデオロギー的性格を読み取っていく。

次に、訳語が必要以上に拡散していることなどを理由に訳者を複数と推定したあと、『主権論』刊行の狙いをこの時期の文部行政の特徴のなかで検討するために、明治初年からこの時期までの文部行政の展開を跡づけ、そうした背景をふまえて佛郎都著『国家生理学』刊行の意義を論じている。この書物の原著は、C. Frantz, *Vorschule zur Physiologie der Staaten* で、第一編は明治15年11月、第二編は明治17年12月に文部省から刊行された。原著は、方法論としては生物学を用いて国家有機体説を根拠づけようとしたもので、民約説や立憲主義を批判して「政府権」の優位を主張する本書は、民権派に対抗する目的で急遽出版されたのだという。また、

フランツの著作が加藤弘之の思想の典拠の一つとなっていることから、本訳書出版のきっかけは加藤のフランツへの言及にあるとされている。

著者が佛郎都著『国家生理学』を取り上げるのは、同書が拂波土著『主権論』と同じ意図で刊行されたと考えられるからであり、その意図とは、民権派に対抗して主権の絶対性＝君主専制を根拠づける理論を上から権威主義的に提供することにほかならない。そのことは、民権派の主張と対照することでより鮮明になるのであって、著者は植木枝盛と馬場辰猪を事例に、植木や馬場の革命権・抵抗権・さまざまな自由権・三権分立などの主張は、『主権論』と真正面から対立する構図になっていることを論証していく。そして、『主権論』は『リヴァイアサン』原著の第二部全一五章から九章を恣意的に取捨して翻訳したものであり、自然権・自然法を論じた原著の第一部「人間論」を削除したために「自然権の貫徹のための主権の絶対性の弁証」という原著の論理構造が全く見失われ、主権の絶対性だけが強調されることになったのだという。もっとも『主権論』にも、人間平等観や自然権についての記述が含まれているのだが、この点について著者は、「訳出された論旨・論点のすべてに文部省が賛同していたわけではもちろんない」と断定的にのべて、主権の絶対性の側面だけを文部省の意図として強調している。

「〈間奏曲〉加藤弘之日記を読む」は、東京大学史史料室所蔵の『加藤弘之日記』のうち、拂波土著『主権論』刊行前後を精読した成果で、本論文では最も実証水準が高く、これまで知られていなかったいくつかの事実が紹介されている。まず、『人権新説』との関わりでは、『人権新説』出版から旬日を出でずに次々と反論が現れ、恐らく加藤はそれに追い詰められて、明治15年末から翌年初めにかけて2度「脳充血」で倒れたこと、2回目の「脳充血」直後に5千円の生命保険に加入したこと、しかしこうした事実は『自叙伝』等では触れられていないことが明らかにされている。ついで、14年末の加藤が『真政大意』『国体新論』の絶版に追い込まれていく事情が同じ『加藤弘之日記』から紹介され、加藤が佛郎都著『国家生理学』に原本を提供し穂積陳重が翻訳にあたらしいことが史料に即して述べられている。拂波土著『主権論』に直接かかわる記事は『加藤弘之日記』に見いだされないが、佛郎都著『国家生理学』については、翻訳と出版の経緯が第一次史料にもとづいて推測することが可能になったわけで、佛郎都著『国家生理学』と拂波土著『主権論』とをほぼ同時期に出された同じ意図に貫かれた文部省の刊行物とする著者の立場からは、実

証的に重要な根拠が得られたことになる。

第四章「拂波士著『主権論』再考」では、第三章での文部省訳『主権論』の刊行企図・経過の分析を前提に、その歴史的背景をさらに探求し、加藤弘之・穂積陳重らがそこで果たした役割を確定しようと試みる。第一節「拂波士著『主権論』刊行の歴史的文脈」では、明治14年政変時の井上毅による英仏憲法論からドイツ学への模範国・準拠理論の転換工作が分析される。ルソー流の国民主権論やモンテスキュー流権力分立論を排して「主権帰一ノ説」を明確にするため、井上は、明治14年政変直後に太政大臣三條実美・右大臣岩倉具視らに「独逸学ヲ奨励」することを進言し「独逸書籍翻訳意見」を書く。同時に福沢らの交詢社に対抗すべく独逸学協会を自ら組織し、平田東助ら「新知識官僚」を登用してシュルツェ『国憲論』、シュタイン『国理学』、ブルンチュリー『国家論』などを次々に翻訳した。この流れで、民間ばかりでなく政府からも、元老院からはパーク著金子堅太郎訳『政治論略』が、文部省からは佛郎都著『国家生理学』が明治15年11月に、拂波士著『主権論』が16年7月に刊行されるが、著者はこの文部省訳を、明治14年政変後の文部卿福岡孝弟、文部少輔九鬼隆一、それに東京大学総理加藤弘之を加えた〈文部省トライアングル〉の合作だとする。

この〈トライアングルの密議〉を実証するため、著者は第二節以下で、当時の主権論争のなかでホッブズが「専制主義ノ本祖」とされていた事実を確認し、文部省から『主権論』に先行して翻訳された佛郎都著『国家生理学』の翻訳・刊行過程に着目する。そして、『加藤弘之日記』の明治15年2月26日の項に、このフランツの原本が加藤のものであり、それを当時の東京大学法学部長穂積陳重が翻訳のため「文部省の借用」として借りだした記述を見だし、これを穂積陳重訳と推論する。ここから著者は、文部省編輯局蔵版として印行された拂波士著『主権論』も同様のかたちで翻訳されたものとみなし、加藤弘之・穂積陳重のホッブズへの言及・評価を分析し、加藤弘之は『リヴァイアサン』の原本をもたずヴント『倫理学』などでの叙述を主要な典拠にホッブズを論じていること、しかし穂積陳重はモールズワース編『トマス・ホッブズ著作集』英語版第2・3巻を所蔵し、それを読んでホッブズに言及していること、したがって『主権論』の原本はこの穂積蔵書である可能性が高い、とする。

同時にその翻訳については、当時の編輯局長西村茂樹の自伝などから、文部省編

輯局傘下の洋学者による翻訳と漢学者による修辭的校正に加え、加藤弘之による政治的校正が加わっているとみる。加藤による政治的校正とは、翻訳初稿では原書『リヴァイアサン』の第一部「人間について」が入っていたかもしれないのに、刊行された『主権論』は原書第二部「コモンウェルス」のみでホッブズ理論の恣意的な取捨選択が行われたこと、『リヴァイアサン』では人民の生命肢体の保全について述べている箇所が「国家ヲ保全」「世の安寧」となっており、それが『主権論』全編中の最大の誤訳であることをさす。また、こうした用語法は、その後の加藤の著作「加藤弘之と立憲政躰との縁故」や『道徳法律進化の理』の用語法とも対応しており、これら後の著作からも『主権論』翻訳にさいしての加藤の役割が推定できるのだ、という。文部卿が民権運動に参加していく河野敏鎌から福岡孝弟に代わり、米國自由主義に心酔した文部大輔田中不二麿に代わって九鬼隆一が文部少輔に昇格し、福岡・九鬼と加藤・穂積を結ぶ〈文部省トライアングル〉が形成されて、民権派に対抗する理論的依りどころを提供するために主権の絶対性を根拠づける政治理論の書として拂波士著『主権論』を翻訳刊行したというのが、本書の重要な主張であろう。

以上に述べたように、明治10年代にホッブズの政治思想は、国会開設の詔勅を受けて展開された主権論争というコンテキストのなかで、一定の影響をもった。これに対して第三編「日本におけるホッブズ研究」では、その後のホッブズ研究の展開が、①大正デモクラシーの時期、②戦後デモクラシーの時期、③1970年代以降の三つの時期に区分して、それぞれの時期の代表的研究について紹介し批評している。

①の時期については、高橋誠一郎、堀部靖雄、堀潮、市村光恵、恒藤恭、重松俊明らがとりあげられ、恒藤論文がホッブズの自然法学を彼の「自然法体系」のなかでとらえた本格的な研究であるとして、最も高く評価されている。②の時期については、太田可夫、水田洋、福田歓一の研究の中に、戦後市民社会の建設、戦後民主主義の実現という現実的・実践的課題への理論的関心を読み取る。それは例えば、ホッブズ政治思想における自然権の重視、個人の権利の尊重、自然権から出発して下から社会秩序を構成する理論、被治者自らの秩序形成としての近代民主政治につながる理論を強調する解釈として現れる。これに対して③1970年代以降のホッブズ研究は、ホッブズ哲学の全体構造をホッブズ自身の意図にそって包括的・体系的に取り扱う研究として本格的な段階に入るといえる。

3 本論文の成果と問題点

本論文は、わが国におけるホッブズ哲学・政治理論の受容と変遷を主題とした最初のまとまった研究である。その成果を要約してみよう。

① 右の主題を実証的な手法で具体的に検討し、とりわけ明治初年から20年代初頭にいたる時期について、文献を精査した実証研究を行ったこと。

② ①の具体的側面ともいえるが、明治10年代中葉の主権論争・天賦人權論争の渦中でホッブズ哲学・政治理論がどのように理解されたかに注目して、主権の絶対性=君主専制の擁護と根拠づけの理論として理解される場合が多かったことを多くの事例をあげて証明し、ホッブズ受容の思想史的意味をその時代のイデオロギー状況のなかで分析したこと、とりわけ拂波土著『主権論』の翻訳をめぐる諸問題に焦点を合わせ、それが原著の抄出や意図的な誤訳・改訳などを通じて主権の絶対性を弁証するイデオロギー性の顕著な作品となっていることを具体的に明らかにしたこと。

③ 『主権論』の翻訳・出版を推進した主体として、文部卿福岡孝弟、文部少輔九鬼隆一、発議・原本提供・「校正」の担い手としての加藤弘之・穂積陳重という〈文部省トライアングル〉を推定したこと、またそれに関連して、『加藤弘之日記』により『人権新説』刊行前後の状況や佛郎都著『国家生理学』の翻訳・刊行に関わる重要な事実を発掘したこと。

だが、こうした成果にもかかわらず、なお疑問として残された論点もある。

① 『主権論』の翻訳・刊行にさいしての具体的事情、とりわけ著者の観点からは重要なはずの加藤の「校正」=政治的修正については、いまだ推測と想像の域にとどまっていると思われること。

② 『主権論』にも自然権や抵抗権についての記述が含まれているが、この点についての著者の評価は、根拠不明の断定にとどまっていると思われること。

③ 著者のホッブズ解釈が、さまざまな立場の研究者の解釈を寄せ集め、つなぎあわせて自分の解釈としたものであり、またホッブズの言説、コンテクストに即した読解、歴史的意義、著者によるホッブズ批判などが混然とした叙述になっていて、著者のホッブズ像が十分に整合的でないこと。

4 結論

こうした問題点を指摘しうるにしても、本論文は、ホッブズの哲学・政治理論が近代日本でどのように受容されたかという主題を、とりわけ明治10年代中葉の主権論争・天賦人權論争との関わりで論じた、独自の労作であり、その点で画期的な作品だと考える。

よって、審査員一同は、本論文が一橋大学博士（社会学）の学位を授与されるにふさわしいものと判断した。

平成5年5月19日

幕末維新时期薩摩藩の研究

金 光 玉

本稿は維新変革の過程で中心的な役割を果たしながらも、研究が立ち遅れていた薩摩藩の経済政策を、政策遂行の基盤になる資金の調達に焦点をあて分析したものである。幕末維新期の薩摩藩の財源確保は、商品生産など生産部門での収奪には限界が生じるので、藩内の特権商人を動員しての対外貿易・貨幣政策など「流通」部門に政策の中心が置かれる。これらの点について、従来の研究では史料の限界により、不明の部分や誤解された部分が多かったので、ここでは、従来利用されてきた史料を批判的に検討しながら、幕末薩摩藩の経済政策の実態を全体的に分析し、西南雄藩賛美史観を克服することをめざす。本論文の各章別の構成は以下の通りである。

問題の所在と課題の提起

I 薩摩藩諸商品生産の構造

- 1 幕末維新时期黒砂糖の生産・流通
- 2 薩摩藩の養蚕業移植過程

II 薩摩藩の海運業

- 1 西洋式船舶建造の技術史的な検討
- 2 薩摩藩の特権商人
——海商浜崎太平次の場合——

III 薩摩藩の貿易構造

- 1 長崎での初期貿易
- 2 外国との「組合」貿易の展開
- 3 薩摩藩の横浜貿易

IV 薩摩藩の貨幣政策

- 1 琉球通宝・預札の製造・流通
- 2 貨幣整理計画と修正
- 3 薩摩藩の偽二分金の製造・流通
- 4 「文替り」と琉球の貨幣問題

要約・結論

以下章を追って本論文を要約する。

I

幕末期の薩摩藩が増大する支出を賄うために実施した政策は、砂糖生産に対する支配を一層強めることであった。それは領内における生産量の増大、砂糖流通部門の掌握に止まらず、当時外国であった琉球の砂糖の流通部門の掌握にも及んだ。その結果、幕末の藩財政に占める黒砂糖の比重は、藩の産物代金の90パーセント前後を占めるに至った。

ここでは、従来、生産状況にくらべ、不明であった幕末期薩摩藩黒砂糖の領外流通状況について分析した。薩摩藩はより利潤を多くするために、西洋式機械製糖と養蚕業の移植を試みる。藩が主導するこれらの移植がどのように展開されたか、そして、結果的には失敗に終わるが、なぜ、失敗に終わったのかを実証的に考察した。これらの分析により幕末の薩摩藩の商品生産・流通の特質が明かにされる。

薩摩藩で砂糖生産が急速に伸び、階層分化が進んだのは18世紀後半のことであり、専売制が実施されるなど生産・収奪体制が固まるのもこの時期前後である。しかし大島では早くも19世紀前半に生産・収奪の限界があらわれ、その時期以降藩は、余分な砂糖の徹底的な掌握、生産地帯の拡大を通じて対応していく。天保期の改革では、大坂などの販売市場において砂糖の価格をつりあげることに重点が置かれた。

薩摩藩の黒砂糖の販売は幕末においても大坂市場に強く結ばれていた。たとえば、長州藩が薩摩藩の砂糖を直接購入する際にも、薩摩から一旦大坂に送り、入札を経た後、長州に回さなければならなかった。そして、北国方面には砂糖の販売方式が江戸や京都・名古屋とは違い現金取引きだったので、一部直送が可能であったが、それも北前海運業者との競争で大きな成果をあげえなかった。

幕末開港以後、中国の黒・赤砂糖が輸入されるが、奄美大島の黒砂糖が強い競争

力を持っていたので、薩摩藩の黒砂糖は開港の影響をうけなかっただけでなく、その販売価格の騰貴により利益をあげていた。

一方、幕末期に、薩摩藩が藩札を発行して領外へ流通させる方法としても砂糖を利用しているし、薩摩藩が外債を導入する時期に担保にしたのも黒砂糖であった。このように薩摩藩の黒砂糖は販売代金だけではなく、さまざまな面で重要な役割を果たしていたのである。

次に利益を多くするための機械製白砂糖の生産の試みをみると、薩摩藩では1865(慶応元)年、ヨーロッパの製糖機械を導入したが、これは日本で最も早い時期に試みられた産業部門でのヨーロッパ製機械の購入の一つであった。当初から反対の声があり、経済性を維持できるかと疑問視する人も多かった中、五代友厚の要求から始まった機械製糖は、四組の製糖機械が導入され、製糖作業が始められた。しかし、黍の質が低く搾汁量も少なく、製糖量も予想より少なかった。製糖機械の導入により、高品質の白砂糖は生産されたが、従来の方式の黒砂糖を生産する方が製糖量も多く、生産価格の面でも有利であった。その上機械製糖は燃料費用もかかるなど、様々な面で適していないことがあきらかになった。結局収支が合わなくて機械製糖は放棄され、失敗に終わったのである。この失敗は18世紀以来蓄積されてきた従来の生産方式の強さを立証する結果になった。

一方、養蚕業は18世紀半ば以降日本の状況を大きく変化させながら、進展していたが、その収益性のために封建領主も強い関心を持ち、薩摩藩でも中期以来、領内移植を試みる。ところが、養蚕業は商品生産のなかでもとくに生産者の自発的な生産意欲を前提にしているので、生産強制で生産量が増える砂糖のような商品生産とは違った形態の商品生産であった。養蚕業移植の失敗こそ薩摩藩の農村支配の特質をよくあらわすものであった。

II

中心産物である黒砂糖の運送や琉球との関連で、薩摩藩は道之島航路を最も重視していた。そのために、藩は船舶の安全性に強い関心を持ち、海運を担う特権商人は藩の厚い保護をうけるなど、藩と特権商人は密接な関係にある。

従来はこのような観点からの造船・海運商人についての分析が不十分であったので、ここでは航路の安全への関心により、幕末薩摩藩が西洋式造船技術をいち早く

受入れる過程と、薩摩藩で最も代表的な特権商人でありながら、いまだ不明の部分が多い浜崎太平次の事例を中心に分析し、西洋技術の受容の特質と、薩摩藩と浜崎との関係など薩摩藩特権商人の存在形態を明かにしていく。

薩摩藩では、砂糖など藩の産物を船で運ぶことから、他の諸藩より早く西洋の造船技術を導入している。当時日本には西洋船舶に関する多くの図面と技術書が導入されていた。薩摩藩は蒸気船と西洋式帆船を、それら精密なオランダの造船技術書や図面を基に建造したが、図面の背景にある造船の理論や基礎科学に対する理解を欠いていたので、西洋式帆船の建造では一応の成果を上げたものの、蒸気船の製造は失敗におわった。しかし、いくつかの図面をつかい、必要な部分を取り入れ実際の造船に応用する、いわば技術を「組合せ」てうけいれる特徴は近代以降、日本の西洋技術受入れの特徴をなすことになった。

次に薩摩藩の特権海運商人である浜崎太平次について検討した。浜崎家は中期頃の砂糖運送の増加の時期に、特権商人として出てきた商人で、琉球下りの特権獲得により利潤を蓄積するようになった。天保期以降、藩と密接な関係になるが、もっとも藩との結びつきを強めるのは安政期であった。開港前後には長崎で薩摩藩の代理人として、多くの貿易事業に参加した。多くの資金を藩から受けとり、産物を買入れて外国商人に売り込む業務を続ける一方、その傍ら個人貿易用の品も買入れて問題が発生したこともある。1865（慶応元）年に始まる薩摩藩と外国商人との「組合」貿易の際には、ガラバ・ボードインなどの外国人商人の窓口の役割を果たした。ところで、薩摩藩は、浜崎家が長崎貿易で得た利潤も献金や借金の形で吸い上げた。このように、浜崎太平次と薩摩藩との関係は「官商合一」の状況であったといえる。

ところが、あまりにも島津家との関係が深かったことと、当主の幼さのために1883年に、新たな政商へ成長せずに浜崎家は没落してしまう。当時他の特権商人が活躍を続けているのをみると、近代政商への道も十分残されていたといえる。たとえば、かつては浜崎太平次の店員であった川崎正蔵が、これまで浜崎太平次が依存していた琉球砂糖運搬・販売代理人の資格を獲得して成長していく。

III

薩摩藩は強い海運力を背景に多くの特権商人を動員して、早い時期から長距離貿

易を行ってきた。そのような交易活動が開港以後、長崎を中心にどのように展開されたのかについては幕末の雄藩の状況を理解するうえでも、重要であるが、従来の研究ではほとんど明かにされてこなかった。ここでは、開港直後の薩摩藩の長崎貿易の実態と、その後展開された外国勢力との「密約」による商業活動を分析し、従来、過大に評価された貿易の実態を明かにする。また、薩摩藩は横浜でも貿易活動を展開していた。これについては石井孝の研究以来、薩摩藩が横浜で、幕府の禁令を破って生糸を外国商人に渡したことをもって薩摩藩こそ自由貿易の先駆者のようにとらえているが、このような見方を批判的に検討してみた。

薩摩藩の長崎貿易は開港から1864(元治元)年までの前期と1865(慶応元)年からその後の後期の二つの時期に分けられる。前期は茶・綿貿易が展開していた時期である。浜崎太平次を動員して売り込みをおこない、主に開港地貿易に直接参加していない地域の産物売り込みに重点が置かれる。薩摩藩の貿易の特徴は仲買交易であるが、それによって利潤を残すには、貿易禁止を破るか、強い運送手段を利用して、まだ開港地との結び付きが弱い地域での仕入れを行うかになる。ここで綿貿易についてみると、1863年末から翌年前半にかけて、アメリカの南北戦争の影響による綿花価格の暴騰を契機に薩摩藩は藩の権力を動員して、繰り綿を仕入れ、長崎の外国商人に販売したのである。しかし、このようなことはあくまで一時的・限定的な出来事であった。それは生産地帯を掌握せずに仲買だけで利潤を確保するには限界があったからである。

この限界を越えるために薩摩藩は外国商社と手を組み、貿易を行った。幕府がフランスと「組合」商法に関する協議をする前に、すでに薩摩藩では外国商人と手を組み「組合」商法を実現していたのである。このような交易が始まったのは、長州藩が幕府との対決姿勢のなかで、外国商人と協力して米を中国に輸出していた直後の1865(慶応元)年間5月である。この「組合」商法の相手はオランダ貿易会社とイギリス商人ガラバであったが、資金提供面でガラバより優位だったオランダ貿易会社がこの商法に積極的であった。薩摩藩の外国勢力との「組合」密貿易は、薩摩藩が蒸気船・帆船を購入し、その運用によって米や生糸を仕入れて外国側に渡し、その販売利潤を分配するというものであった。

ところが、契約して間もない1866年(慶応2)年に恐慌が起こり、生糸の仕入れは思ったほどうまくいかなくなる。生糸価格の産地での高騰と恐慌による輸出停止

で、成果なしに終わった。そして、米も、急騰し輸出による利潤がなくなるや、薩摩藩は米の輸入に参入したり、外国資本を利用して日本国内での米投機へ転じたりする。外国資金を利用した輸出貿易は日本での価格上昇により魅力がなくなり、結果的に薩摩藩はオランダ貿易会社・ガラバの資本から前借りして武器・蒸気船購入に当てた。薩摩藩は安い利子の外国資金を調達し、それを外国からの輸入分の代金支払いに利用したのである。

ところが、このような外国商社との結合の中で、米の密貿易や対馬を利用した朝鮮貿易の試みが行われていたことは重要な意味をもつ。それは1866（慶応2）年の一揆を発生させた米価の高騰はこの長州藩と薩摩藩の米の外国輸出に一因があったからである。そして、米の貿易に強い関心を持つ勢力が新政権の中心になり、かれらにより朝鮮が開港され、朝鮮の米が輸入されることとなったのも偶然ではなかったと思われる。

次に幕末薩摩藩の横浜貿易の実態を分析してみると、通説的な理解とは異なり、実際には、当時外国人から蒸気船代金として生糸を出すように要請があり、薩摩藩は幕府の許可によりこれを実行したにすぎない。従来の研究は幕府と藩との関係を対立の側面からとらえているが、こうした事実からすれば、この時期において薩摩藩は幕藩体制内の存在として理解すべきであろう。

IV

以上のような貿易活動以外に、幕末期薩摩藩が行ったもう一つの政策は貨幣政策による財源の確保であった。

従来、薩摩藩の貨幣政策は琉球通宝を中心に研究されてきたが、ここでは琉球通宝のみならず、偽天保銭・偽二分金の問題を、原料の調達・製造過程と流通状況、そして鑄銭による収支分析などを含めて分析した。その結果、薩摩藩の鑄銭は幕府の場合とは異なり流通が大きな課題になるなど、鑄銭政策は複雑に展開し、その過程で領民に大きな負担を与えることを明らかにした。そして、薩摩藩の貨幣政策の分析を基礎にして、幕末薩摩藩と密接な関係にあった琉球の貨幣政策を検討し、琉球の「文替り」現象の原因を明らかにした。

薩摩藩は、1862（文久2）年末幕府から鑄銭の許可を得て、琉球通宝（当百、半朱の二種類）を鑄造・流通したが、1864（元治元年）年頃から銅地金の値上がりや琉

琉球通宝の藩内充満による物価問題など鑄銭事業に困難が生じた。薩摩藩はこれらの問題を解決するために、朝廷の権威を利用するなど琉球通宝の領外流通を計るための様々な方策をとったが、成果を上げることはできなかった。そのため琉球通宝の製造を続けても、藩にとって利益にならないという事態になったので、製造を中止した(琉球通宝鑄造・流通の収支を推定すると、1862年末から1865(慶応元)年までの製造・流通量の総計は110万両に達し、鑄造利益はその半分程度であったとみられる)。そこで、1866(慶応2)年5月安田徹蔵の建議と薩摩藩役人の協議の結果、次のような政策を、安田を中心にして推進することにした。それは金札・銀札・銭札を発行して、大坂などの両替屋を通して流通を円滑にする。そして、藩内の琉球通宝と預り札はこの藩札と引替え、全部引上げた後、預り札は焼却し、琉球通宝は鑄替して天保銭を製造して藩外へ流通させるという内容であった。天保銭の鑄替はその決定直後実施されたが、三井など両替屋を利用して、札を全国的に流通させるという安田の構想は、三井側の黒砂糖を利用しての切手発行と十分な準備金を条件に辛うじて応じるという消極的な対応で、実行が延期された(この時期に安田は薩摩藩の貨幣政策から離される)。その後の1867年の中頃、領内流通を中心とする藩札の形で実施された。

ここで琉球通宝の天保銭への鑄替をみると、新たに製造されたこの偽天保銭も、数多くの薩摩藩特権商人により長崎で一般の天保銭に両替された後、これを大坂などで使われる方法がとられた。このように領外流通には困難な問題が多かったので、これら天保銭も領内に多く流されたと思われる(反面、幕府の倒壊以後には、領外流通も容易に行われたと思われる)。そして、銅など地金の価格上昇により、幕末段階での薩摩藩の天保銭の製造はあまり差益を残さなかったと推測される。

偽天保銭の鑄造・流通と藩札の領外流通がゆきづまり、結局は、1867(慶応3)年初頃には金貨の偽造に着手する。一般に偽二分金の発生は、幕末に幕府通貨の金の含有量が減らされる傾向にあったことを背景としており、莫大な鑄造利益をもたらすことにあった。薩摩藩の偽二分金の製造・流通もまた単純ではなかった。製造の技術的な問題は別にしても、領外流通のためには両替屋の協力が必要であった。当時、大坂の両替商である川内屋又右衛門を薩摩藩の煙草販売権を与えるという条件で招いている。このような領外流通の問題のためか偽二分金の場合にも、領内に流通された部分が多かった。次に製造量をみると、初期には製造量が少なかったが、

幕府と武力対決を志した 1867 年夏前後を契機に状況が変り、製造量も増えた。さらに戊辰戦争を契機に大量に铸造・流通されたと思われる。

廃藩置県以後、偽二分金を引上げる過程でも島津家は処罰されなかっただけでなく、それを契機にして利益を揚げた事実は新政権が薩摩藩へ特別の配慮をしたことを推測しうる。

幕末期琉球では琉球の中心通貨である寛永通宝の銅銭と鉄銭の交換レートの変更、すなわち「文替り」が行われた。従来の研究では、「文替り」の現象を琉球特有の現象のようにみてきたが、しかし、それは開港後、日本の銅銭が大量に中国に流された結果、発生した現象で、薩摩藩を含む日本全体が「文替り」現象に巻き込まれていたし、その影響で琉球でも「文替り」現象が発生したのである。すなわち、江戸時代から日本の良質の銅生産により、統制が敷かれるなかでも寛永通宝は琉球を通じて中国に流されたが、開港以後には開港地を通じて大量に流されるようになり、銅銭と鉄銭の名目価格が大きく変動するなかで発生したのが「文替り」現象であった。

以上、幕末維新时期薩摩藩の経済政策を財政への寄与という面を中心に分析してきたが、研究結果を総じていえば、まず、従来不明であった黒砂糖の流通・海運業、薩摩藩の貿易の実態や貨幣政策などが明かにされたということである。そして、それを土台に幕末期薩摩藩の資金の状況を分析し、外国貿易による利益がすくない点と、貨幣政策による差益比重、外国資金への依存などを明らかにした。一方、従来の研究では、史料的限界によりあまり論じられてこなかったが、これらの政策の検討によって維新政権の主導勢力の「反民衆」的な性格と幕府以上の危険な対外依存的な側面を明かにした。

幕末維新时期における幕府と雄藩との関係を見るにあたって単純に対立的観点からではなく、「公儀」としての幕府を中心とする「幕藩体制」の解体過程として検討する必要があるのでないだろうか。

さらに、経済政策実行をめぐる藩内部の対立や矛盾の深刻化の過程を考察することで西南戦争との関連を展望できると考える。そして薩摩藩の貿易・貨幣政策の分析は近代以後日本の朝鮮に対する経済的侵略を展望するうえにも重要な示唆を与える。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 幕末維新时期薩摩藩の研究

論文審査担当者	安	丸	良	夫
	姜		徳	相
	田	崎	宣	義

I 構成と要旨

本論文は、幕末維新时期の薩摩藩の経済構造の特質を、とりわけ広い意味での流通とその藩財政上の役割に焦点をおいて、さまざまな角度から具体的に分析した労作である。

本論文の各章別の構成は以下の通りである。

問題の所在と課題の提起

I 薩摩藩諸商品生産の構造

- 1 幕末維新时期黒砂糖の生産・流通
- 2 薩摩藩の養蚕業移植過程

II 薩摩藩の海運業

- 1 西洋式船舶建造の技術史的な検討
- 2 薩摩藩の特権商人
——海商浜崎太平次の場合——

III 薩摩藩の貿易構造

- 1 長崎での初期貿易
- 2 外国との「組合」貿易の展開
- 3 薩摩藩の横浜貿易

IV 薩摩藩の貨幣政策

- 1 琉球通宝・預札の製造・流通

- 2 貨幣整理計画と修正
- 3 薩摩藩の偽二分金の製造・流通
- 4 「文替り」と琉球の貨幣問題

要約・結論

各章節の内容は以下の通りである。

「問題の所在と課題の設定」では、まず1960年代には幕末維新时期についてのすぐれた研究があいついで出現したが、最近では若干の個別研究を除けば研究は停滞状況にあり、全体像にかかわるような論争や共通テーマによる研究などがない、という。こうした研究状況のなかで、著者は薩摩藩の砂糖専売制度に注目し、それが朝鮮や中国にもない「最も特異な制度」であるとし、こうした制度をとっていた薩摩藩の経済政策を分析することが、明治維新を通じて新たな政権の中心となっていた勢力の歴史的性格を把握することになる、そうした立場から日本近代国家の成立過程を担った「中心勢力の登場過程を正確に分析する必要がある」と主張する。こうした著者の研究視角は、幕府と西南雄藩との権力構造のちがいを対立面を強調して、西南雄藩の幕藩制国家からの離脱の側面に力点を置いてきた従来の研究動向への批判を意味しており、機械製糖と養蚕業移植の失敗、長崎を中心とする対外貿易の性格、貿易の担い手となった領内特権商人の社会的性格、鑄銭事業とりわけ賈貨鑄造の役割など、本論文の主要な分析対象がこうした視角から具体的に検討されなければならないことが指摘される。また、薩摩藩研究に多くの誤解が生じた大きな理由は、顕著な活動をした人物の伝記史料に依拠する傾向が強かったからだとし、薩摩藩研究にはこうした史料利用上の制約を打破することが重要だとしている。

【1】「幕末維新时期黒砂糖の生産・流通」では、まず、幕末期薩摩藩の財政拡大には黒砂糖生産の拡大と掌握が決定的に重要だったという前提のもとで、黒砂糖流通をめぐる政策をとりあげている。そのひとつは、従来藩権力によって掌握されていない運賃砂糖と琉球砂糖とを藩専売にくみいれることで、わずかに残されていた未掌握砂糖をも掌握し尽そうとする薩摩藩の執念をうかがわせる政策だという。いまひとつは販売政策の問題で、薩摩藩の砂糖は、これまで専売制によって大阪市場で販売され、大坂の間屋を通じて各地へ送られていたのだが、こうした流通経路と対抗的に各地へ直送しようとする試みもあった。大坂の間屋を通さずに江戸や北国な

どへ送れば藩の利益が大きくなるはずであるが、既存の砂糖問屋の勢力が強くて江戸(東京)への直送は成功せず、北国への直送も北前航路の海運業者と対抗することが困難で、その成果はきわめて限られたものだった。藩際交易の形での砂糖売買の要請も他藩からもちこまれたが、これは薩摩藩側で大坂問屋の機嫌を損ずることを恐れて、同意しなかった。結局、薩摩藩の黒砂糖は、大坂市場との結びつきが強く、産地直送などそれ以外のルートは成果がなかった、と結論されている。

砂糖をめぐるいまひとつの問題は、西洋から輸入された機械による白砂糖製造の試みで、五代友厚らの建議にもとづき、1866年から本格的に操業をはじめた。生産された白砂糖は主として大坂で、一部は中国市場で売られたが、白砂糖にすると製糖量が激減すること、燃料費が大きすぎることなどのため、結局は失敗に終わった。著者はそこに18世紀中葉以降に展開してきた在来の生産様式の根強い生命力を読みとっており、生産状況に適合しない機械の導入は失敗に終わるのだという。

Iの2「薩摩藩の養蚕業移植過程」では、この問題が17世紀以降の藩の政策を概観しながら論じられている。薩摩藩では、17世紀より近江・信濃・上野・奥羽などから蚕種や養蚕・製糸技術を導入して養蚕業を盛んにしようとする藩政策レベルでの試みがあり、18世紀以降にもくり返して養蚕業移植が企てられ、とりわけ戊辰戦争で養蚕先進地域の状況を実見したことが刺激になって、1870年以降に積極的に導入が試みられた。しかし、鹿児島県で養蚕業が本格的に発展するのは1880年代中葉以降で、藩制時代の導入の試みは、結局、失敗に終わったことになる。こうした結果となった理由を、著者は、養蚕業では労働を短期間に集中させねばならず、労働過程の性格からも、自発的な生産意欲をもった労働力が必要で、そのためには利潤動機が重要なのだが、諸権力による強制と収奪が顕著な薩摩藩農村にはそうした条件が欠如していた、と結論している。

IIの1「西洋式船舶建造の技術史的な検討」では、海運業を論ずる前提として、著者はまず西洋式船舶建造の技術史的検討をこころみ、薩摩藩がいかに西洋式船舶に関心を持ったかに着目している。従来軍事的な目的と見られがちだった幕末の西洋式技術の導入が、そうした単純なものではなく商品流通の必要性からうまれたものであり、とりわけ薩摩藩は南海諸島や琉球の特産物である砂糖輸送の安全策と深くかかわっていたことを明らかにしている。

著者はそのうえで造船の技術習得史を研究のスタートとし、帆船部分と蒸気船部

分にわけて論じている。前者については過去あまり研究もない分野にメスを入れ、オランダの二つの技術書が表面的な真似でなく、相当程度理解され、実用的な必要部分だけが受容され和船との「合の子」造船、「組合造船」として、日本各地にも伝播していったとのべている。

次に薩摩藩の関心は帆船から蒸気船にうつってくる。著者はそれを船が速く安全との経済的合理性及び、藩の重要産業である製糖工場の動力源への関心にあったとみる。

また技術導入の窓口であったオランダが薩摩藩の動力や蒸気船への関心を利用して蒸気船の見学や航行技術の移転を積極的におこない、それが結果的に薩摩藩の蒸気船購買意欲をかきたてたと論じている。

薩摩藩の帆船建造は成功して実用化されたが、蒸気船は製造のため多額の資金を設備に投入するより買った方が効率が良いため実際は建造されなかったと述べている。

IIの2「薩摩藩の特権商人——海商浜崎太平次の場合——」では、薩摩藩の豪商であった浜崎太平次をとりあげている。浜崎は本論文で重視されるべき薩摩藩の対外貿易と深くかかわっており、その究明は薩摩藩の研究のみならず、幕末維新期を展望するうえで最も重要な課題でありながら、ほとんど未解明のままである。浜崎家は維新後近代政商への道を進みえずに没落し、またその活動が藩とあまりに密着していたので、史料も多くは残っていないが、著者は伝記や限られた断片的史料を博搜して浜崎家の復元をこころみている。

浜崎家は砂糖運送の増大する18世紀中葉以降に急速に成長し、藩から名字帯刀を許可されるようになる。これは琉球航路の特権商人としての登場を意味する。

薩摩藩の天保改革以降は藩政との癒着をさらに強め、昆布、寒天、紅花など個別商品へ参入し、多くの利潤をあげていくが、それは独立経営者のそれではなく藩の資金により運用し、利益は口銭の形であったことを明らかにしている。つまり、藩事業の代理人の性格が強まってきている。この性格は開港後も当然引きつがれ、薩摩藩が長崎貿易に進出したとき「官商合一」の形で茶や綿の売込商として、また貿易資金不足の解決のため外国商社との合作貿易にもりだすが、その背後にはつねに藩があり、浜崎は藩の窓口、貿易役人にすぎなかったことを一貫して追求している。

要するに薩摩藩の商人のあり方は官僚的におさえられており、浜崎家は「外華内貧」であり、また、あまりに藩に密着し、その封建的依存度の強さが逆に近代的政商への道を阻んだと論じ、この延長線上に浜崎家には商人としての革新性はなく、維新の変革にも積極的に参加しなかったことを明らかにしている。

第三章は薩摩藩の対外貿易を分析している。IIIの1「長崎での初期貿易」では、まず薩摩藩の長崎貿易が活発化するのには薩英戦争以降との説を修正し、薩摩藩は1859年、長崎開港直後から、前章の浜崎などの特権商人を代理人にしたてて参入したことを明らかにしている。当初薩摩藩の輸出品は樟脳、種子油、白蠟、木材など藩産物であったが、途中から藩産のお茶や他藩産の茶を仲買して売込むようになったことを論じ、このような状況や海外需要の変化に対するすばやい対応は、薩摩藩がすでに琉球貿易の経験をもち、海外市況に対し広い視野をもっていたことからくる柔軟な対応であるとする。

次に、薩摩藩が砂糖以外の領内商品が不足している状況及び、あらたに前貸制で仕入れる売込商の登場により、競争が激化し、利益が少なくなると、その打開策として、外国商品輸入代価を一時的に転用して資金を捻出し、広島、大坂、四国一帯まで進出して、より安価な茶や綿を仲買して貿易をおこなうようになったとする。この段階は特権商人にまかせていた貿易を藩が直接指導していく時で、別に「長崎屋敷貿易」と区分され、長崎の対外貿易中で薩摩藩の取扱高が最大になったことが明らかにされる。

しかし、この茶、綿の売込み貿易は長州の攘夷派の攻撃による商品の焼失や、綿価の値下り、そしてなにより輸入支払代価の一時転用という制限付資金がマイナスに作用し、意外に短い期間(1年たらず)に終り、またそれほど利益もあげえない結果に終わる。

IIIの2「外国との『組合』貿易の展開」では、生産地帯を直接掌握していない状況での仲買だけの利益の限界をのりきるために薩摩藩がとった外国商社との「組合」商法について分析がおこなわれる。それは外国商社から資金を借入れ、薩摩藩が仕入れ、外国に渡し、その販売利益を分配する商法であった。

おもな輸出品は禁制品の米であった。当時、下関と上海の米の価格は五倍以上の開きがあり、とりわけ利潤の多い商品であった。資金的に外国商社に従属し、日本の民衆生活にもっとも影響を与える米の密貿易がこの商法の特徴で、薩摩藩は借入

資金により、大坂、広島、新潟、九州一円にまで仕入範囲を広げ、幕府の米輸出禁止を実質的に無効化し、国内の米の流通の再編にまで及んだことを明らかにしている。

また米貿易が中心になった次元で朝鮮貿易が企画されたことが論じられているが、朝鮮開港後の対日輸出が米中心で、その米で日本商人が巨利をえた事実を考えると興味深い指摘である。外国商社との組合貿易も外圧とか植民地的危機とかの意識はあまりなかったと分析している。

IIIの3「薩摩藩の横浜貿易」ではまず薩摩藩の横浜貿易についての研究に触れて、従来の石井孝、入交好脩らが幕府と薩摩藩を対立的にとらえ、幕府の貿易独占のたくらみを薩摩藩が生糸貿易を敢行して打破したことをもって薩摩藩を自由貿易派とする西南雄藩賛美論に対し、著者は綿密な史料検討のうえで、薩摩藩が幕府と対立的に密貿易をしたというのは事実と反すると指摘する。元治元年の時点で幕府と薩摩藩は対立的でなく、両者とも対外的利益をわかちあう共存関係であり、幕府の輸出許可の下になされたのが事実であると述べている。

こうした長崎や横浜での薩摩藩の貿易の個々の検討を経て、著者は、薩摩藩の一連の貿易活動を先進的、民族的とはみなすことはできず、むしろ幕府の了解や一定の援助、協力をえていたこと、対外依存性がより強かったことを明らかにしている。

IVの1「琉球通宝・預札の製造と流通」では薩摩藩が鑄造した琉球通宝について、鑄造の経緯、鑄造量と収益、流通状況と藩の流通対策、原料の調達など、多面的検討が行われる。

薩摩藩が琉球通宝鑄造を始めた背景には、積極的な海防策の遂行、琉球開港にともなう密貿易利潤の減少などによる藩財政の逼迫があるとし、薩摩藩は1855年と翌年に領内島嶼部と琉球での流通をめざした琉球通宝の鑄造許可を幕府に申請するがいずれも却下されたこと、開港後に外貨の国内流通が認められると薩摩藩は1862年に琉球王府が銭払底を打開するため琉球通宝の鑄造を始めたとの報告を提出して鑄銭事業に事実上の了解をとりつけたこと、同年後半から琉球通宝当百の鑄銭を開始するが、薩英戦争後には銅を原料とした金貨・琉球通宝半朱の製造を開始したこと、などを概観する。

また、各種史料を比較検討し、琉球通宝の鑄造量を当百3124万枚余、半朱1501万枚程度、鑄銭収益を製造額110万両の半分以上と結論づけ、製造量・収益ともに

通説より少なかったことを指摘する。

琉球通宝の流通は、領内では、流通量の増大や半朱銅貨を金貨として流通させようとしたことなどから価格が下落して思うような成果が得られず、藩は名目価格の切下げや半朱の銅貨への切替えを余儀なくされた。領外での流通は琉球通宝製造からの目標であり、そのため、上方を舞台にした朝廷や三井などの豪商への多様な働きかけが試みられたが、幕府の流通許可がないため失敗に終わり、さらに1862年に流通の嘆願が幕府から却下され、この時点で領外流通への試みも終わったとする。

また鑄銭原料の銅の調達については、領内での銅山開発が失敗したため領外からの購入に依存したことなどを史料から明らかにしている。

IVの2「貨幣整理計画と修正」では、琉球通宝の流通が直面した困難とその打開策について検討が加えられている。

琉球通宝とその預札は藩のさまざまな努力にもかかわらず、流通が領内に限られたため、価格が下落し、経済の混乱と鑄銭収益の減少が生じた。藩は新たな対応を迫られ、1866年、琉球通宝の回収と天保通宝や藩札の発行などを柱とする構想を採用して、その事業を御用商人に請負させたが、商人の財力不足に加え、上方での札元確保や藩専売制の見直しなどが進捗せず、翌年には路線を修正することになったとし、さらに著者は変更後の路線を天保通宝の流通と藩札の発行に分けて検討する。

天保通宝の鑄造を開始した翌年、藩は天保通宝の公式交換相場を二倍に引上げる「文替り」を実施して鑄造益の確保をはかり、さらに銭価が高い長崎で天保通宝を両替した。そのため長崎で銭価の下落が生じそれが他の開港場にも波及したため、維新政権が鑄造中止を勧告し、藩もそれを受入れることで、薩摩藩の天保通宝製造は終焉する。その時期は同時に、銅地金の急騰期でもあり、天保通宝の新鑄が不採算に直面する時期でもあったことは、次節で指摘される。藩札については、その発行と旧札回収、偽札防止策、藩札の引上げと整理などに分けて概説される。

IVの3「薩摩藩の偽二分金の製造・流通」ではまず、天保通宝の製造が銅地金の高騰などで困難に直面すると、薩摩藩は偽二分金の製造を開始したこと、幕末期に国内で流通した二分金は十三、四種に及び、その七、八割が偽金であったとされ、なかでも薩摩藩が偽金製造の中心であったとされているが、製造開始期、発行量などについては必ずしも明らかではなかったことが、研究史を通して指摘される。

その上で著者は、旧来の所説の根拠となっている史料の他、各種史料をつきあわ

せ、次のような見解を対置する。まず製造開始期を慶応2年後半とし、製造に踏み切った背景には藩財政の悪化と鑄銭利益の減少などがあったとする。またその製造は幕府の製造技術者を引き抜いて行われ、金含有量が異なる二種類の二分金が作られたこと、原料の金銀は長崎からの輸入に多くを依存したことなどを明らかにする。偽二分金は領内外に流通し、領内では民衆騒動の一因となるが、領外での流通は戊辰戦争後に可能となったとする。また偽二分金の製造量と収支を推計し、製造総額を100～300万両、利益を製造額の半分以上とする。

多種大量に流通した偽二分金の整理と処分は、諸外国からの要請もあって成立早々の維新政権にとって重要課題となったが、1870年に新政権が偽金製造に厳罰で臨むようになり福岡藩が廃藩処分を受けると、薩摩藩は偽二分金の製造を中止するとともに、流通中の偽金を藩札の銭札と交換して回収したことなどを明らかにし、銭札との交換は偽金製造の事実そのものを隠ぺいするものであったと評価する。また、銭札の回収は政府の負担で実施され、さらに薩摩藩が回収した偽金と金銀地金を政府に売却した資金は島津家の銀行創業資金に転化したことを指摘し、これを福岡藩の廃藩処分と対比させながら、この経過の中に維新政権の性格をみることができるとする。

IVの4『文替り』と琉球の貨幣問題』では、琉球王府で実施された「文替り」が開港にともなう銅貨相場の変動に基づく現象であったことを指摘して、幕末維新期の通貨変動に新たな知見を付与している。

琉球では銅銭と鉄銭と用いられていたが、薩摩藩で「文替り」が行われると、琉球王府もこれを受け入れて「文替り」を実施し、これによって銅銭価格の上昇と鉄銭価格の下落が生じた。従来の諸研究は、この「文替り」実施の原因を琉球王府と薩摩藩との関係の中で説明してきたが、著者はこれを開港後の日本や東アジア世界全体での貨幣価格をめぐる変動の中でとらえるべきだと批判し、つぎのような論証を展開する。

開港によって貿易が始まると、日本の貨幣の流通価格は次第にその貨幣の国際的な素材価格に照応する方向に修正される現象が生じた。この現象が金貨と銀貨の間で生じたことは既に指摘されているが、著者はおなじ現象が銅銭や鉄銭をも巻き込んでいたこと、その原因は当時の国際的な価格に対して銅銭が低廉であったことなどを、日本と中国の銭相場の比較検討やイギリス領事の報告などを用いて明らかに

し、「文替り」が開港による銅銭の流出と国内での払底・騰貴によるものであったこと、したがって幕末維新期の「文替り」は日本全体を巻き込んだ現象であったことなどを明らかにする。

その上で、幕府が銅小銭回収のための買取価格を額面より引き上げたり、銅銭の流通価格を市場の相場に委ねる措置をとったことを実質的な「文替り」であると指摘し、さらに薩摩藩の「文替り」の価格変動もほぼ幕府の水準と同一であったことを実証する。

以上を踏まえ、著者は琉球での「文替り」は琉球に固有の現象ではなく、開港による日本全体での貨幣価値の変動を背景にしたものと考えらるべきであるとした上で、琉球での「文替り」について今後の研究課題を指摘している。

II 成果と問題点

本論文の成果は、①によりもまず史料にもとづく実証的な手法で、数多くの興味深い史実を明らかにした点にある。黒砂糖専売の徹底と新しい販売戦略の模索、養蚕業移植の試みと失敗の事情、西洋式船舶建造の技術史的特性、藩権力と密着した特権商人の活動様式、密貿易を含む薩摩藩の対外貿易およびその幕府との関係、文替りと偽二分金問題など、本論文の主要なテーマには実証的な手法ではじめて明らかにされたり、従来の解釈が大きく修正されたりしたところが多く、本論文は、この時期の薩摩藩研究への基礎的な貢献となっている。②①のような具体的な論点を通して、幕末維新期の薩摩藩の権力の特徴をとらえ、さらにそこから明治維新以降の新しい国家権力の性格をも展望したこと。広義の流通に分析の焦点がおかれてはいるが、権力と流通とのかかわり方から論じて、薩摩藩の権力としての特質について新しい見方が可能になってきている、といえる。③史料の博搜のうえで立論されており、史料発掘上の功績が大きいこと。薩摩藩の研究が幕末の藩政史研究の中でも困難なものとされてきたひとつの理由は、基本史料の利用上の制約にあったから、著者による史料の精査博搜は高く評価してよいと考える。

だが、こうした成果にもかかわらず、IIの1では、検討を造船技術の習得まで遡及させて未解明部分を解明したが、全体として技術史的な論究にとどまり、薩摩藩の海運業全体の実態の解明が必ずしも十分でないこと、IIIの3では低利の外国資金の導入による組合貿易が黒砂糖、貨幣改鑄とならんで藩財政を支える柱となった

ことを明らかにしたが、これによって輸入された蒸気船が商業活動のみならず政治・軍事面で果たした役割の検討などが今後に残されたことなどもあって、本論文の中の個々の論点の位置づけは必ずしも明晰でなく、体系的な説明が不十分なことが、本論文の説得力を弱めている。こうした欠陥が生じた理由のひとつは、著者が史料に即した実証的分析を重んじて史料のあり方に叙述が規制されたことであろうが、それにしても、幕末維新期の薩摩藩の経済構造ないし財政構造の全体を展望し、そのなかに個々の論点を位置づけて評価する工夫がもっとなされるべきだったと考える。また、文章表現ももっと洗練してほしかった。

III 結論

以上のような欠陥ないし問題点が指摘しうるとしても、本論文は、幕末維新期の薩摩藩研究に幾多の新しい論点を提起した労作として高い評価に値すると考える。

よって審査員一同は、本論文が一橋大学博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断した。

平成5年5月19日